

平成30年11月13日（火曜日）

第 5 号

平成30年
北海道議会 決算特別委員会第1分科会会議録

第5号

平成30年11月13日（火曜日）

出席委員

委員長

道見泰憲君

副委員長

藤川雅司君

菊地葉子君

阿知良寛美君

丸岩浩二君

梅尾要一君

中川浩利君

赤根広介君

梶谷大志君

吉田祐樹君

八田盛茂君

大崎誠子君

竹内英順君

出席説明員

選挙管理委員会
事務局 局長

森 弘 樹 君

選挙管理委員会
事務局 次長

羽 田 翔 君

同

橋 本 幸 尚 君

同

鈴 木 亮 一 君

同

河 内 能 宏 君

総務部長
兼北方領土対策
本部 部長

中 野 祐 介 君

総務部職員監

山 岡 庸 邦 君

総務部危機管理監

橋 本 彰 人 君

総務部次長
兼行政改革局長

古 屋 義 則 君

人事局長

佐 藤 則 子 君

財政局長

森 隆 司 君

法務・法人局長
兼大学法人室長

村 井 篤 司 君

危機対策局長

辻 井 宏 文 君

原子力安全対策
担当 局長

菅 原 裕 之 君

北方領土対策局長

平 塚 利 晃 君

総務課長

青 木 真 郎 君

財産活用担当課長

野 崎 直 人 君

人事課長

猪 口 浩 司 君

職員厚生課長

小 野 寺 誠 司 君

財政課長

古 岡 昇 君

資金担当課長

清 水 目 剛 君

税務課長

齋 藤 正 彦 君

税務対策担当課長

平 井 恵 子 君

学事課長

所 健 一 郎 君

危機対策課長

加 納 孝 之 君

防災教育担当課長

三 角 靖 枝 君

原子力安全対策課長

阿 部 正 幸 君

北方領土対策課長

中 島 竜 雄 君

共同経済活動
担当 課長

山 田 哲 史 君

議会事務局職員出席者

議事課主幹

西 本 司 君

議事課主査

中 川 雅 年 君

同

伊 勢 村 亮 君

同	高橋 学 君	同	井 溪 雅 晴 君
同	羽 生 孝 之 君	同	浅 水 舞 君
同	小野寺 輝 彦 君		

午前 10 時 開議

○藤川雅司副委員長 これより本日の会議を開きます。
報告をさせます。

〔中川主査朗読〕

1. 本日の会議録署名委員は、

丸 岩 浩 二 委員
中 川 浩 利 委員

であります。

○藤川雅司副委員長 それでは、報告第1号を議題といたします。

1. 選挙管理委員会所管審査

○藤川雅司副委員長 これより選挙管理委員会所管部分について審査を行います。
質疑の通告がありますので、発言を許します。
丸岩浩二君。

○丸岩浩二委員 おはようございます。

それでは、私から、通告に従いまして、御質問をさせていただきます。

きょうは、政治資金収支報告書の公表について御質問をいたします。

政治資金収支報告書は、政治団体の活動内容を特に資金面から明らかにするものであり、誰でも自由に内容を確認できるような方法で広く公表することは、健全な政治の実現に重要な役割を果たすものであります。

道におけるこの報告書の公表方法などについて伺ってまいります。

道選挙管理委員会では、各政治団体から提出があった収支報告書をどのような方法で公表しているのか、現在の公表方法について伺います。

○藤川雅司副委員長 選挙管理委員会事務局次長羽田翔君。

○羽田選挙管理委員会事務局次長 政治資金収支報告書の公表の方法についてであります。政治資金規正法に基づきまして、政治団体は、原則、3月末または5月末までに、国または都道府県の選挙管理委員会に収支報告書を提出することとされてございます。

道選管におきましては、法に基づき提出があった収支報告書の要旨を11月末までに作成し、北海道公報により公表するとともに、収支報告書の原本は、道選管事務局または支所において保管し、請求に応じて閲覧に供しているほか、所定の手数料を負担いただいた上で、写しの交付を行

ってございます。

また、収支報告書の要旨につきましては、北海道のホームページにおいて、インターネットでも公表してございます。

○丸岩浩二委員 インターネットで公表しているのは、収支報告書の要旨までとのことでありますが、なぜ、道選管では、収支報告書の原本をインターネットで公表しないのか、伺います。

○羽田選挙管理委員会事務局次長 収支報告書のインターネットでの公表についてでございますけれども、平成19年の法改正によりまして、インターネットの利用、その他の適切な方法により収支報告書を公表する場合には、要旨の公表を要しないとされたところであり、道選挙管理委員会といたしましても、閲覧希望者の利便性の向上という観点から、収支報告書のインターネットでの公表の検討を進めてまいったところでございます。

しかしながら、道内の政治団体の数は3417団体と、東京都に次いで多い状況でございます。収支報告書のデータを保管するホームページのサーバー容量の確保が困難であったことから、これまで、収支報告書のインターネットでの公表は行ってこなかったものでございます。

○丸岩浩二委員 他府県では、インターネットでどのように収支報告書を公表しているのか、伺います。

○羽田選挙管理委員会事務局次長 他府県での取り組みの状況についてでございますけれども、収支報告書をインターネットにより公表している団体は、平成29年度においては、47都道府県中35団体となっております。そのうち、秋田県、長野県、滋賀県の3県については、国会議員関係の政治団体のみをインターネットで公表しているところでございます。

なお、平成29年度から新たにインターネットでの公表を始めた団体は、長野県、滋賀県を含めて8団体あり、平成30年度においては、さらに3団体がインターネットでの公表を予定していると聞いてございます。

○丸岩浩二委員 原本の閲覧を希望する方々はたくさんいるわけですが、現在の公表方法に関し、そういった方々からどのような要望が寄せられているのか、伺います。

○羽田選挙管理委員会事務局次長 公表方法に関する要望についてでございますけれども、収支報告書の原本の閲覧、写しの交付の請求者については、その多くが報道関係機関や大学等の研究機関となっております。

既に多くの団体で収支報告書のインターネットでの公表を導入していることから、道選管においても収支報告書をインターネットで公表するよう、要望が寄せられているところでございます。

○丸岩浩二委員 道の選管事務局や振興局内の支所で報告書の原本が閲覧できるといたしましても、他の府県に比べて広大な北海道では、一般道民の方々がわざわざ閲覧場所まで出向いて収支報告書の内容を確認するのは容易ではありません。

パソコンやインターネットは、道内でも広く普及しており、利便性が高く、日常的な情報の入手手段となっております。

本道においても、早期にインターネットで政治資金収支報告書を閲覧できるよう、情報提供方法を見直すべきと考えますが、道選管では、今後、どのように対応する考えか、伺います。

○藤川雅司副委員長 選挙管理委員会事務局長森弘樹君。

○森選挙管理委員会事務局長 今後の対応についてでございますが、収支報告書の公表は、政治活動の公明と公正を確保し、健全な民主政治を育てていくために重要なものと認識しております。

このため、他県の事例も参考とし、まず、現行のサーバー容量の範囲内で対応できる国会議員関係政治団体などに係る収支報告書につきまして、来年度からのインターネットでの公表に向け、作業を進めているところであります。これにより、閲覧や写しの交付請求の半分程度には対応できる見通しであります。

道選管としましては、サーバー容量の確保などの課題解決に向けまして、引き続き、関係部局と協議、調整を進め、できる限り早く全ての政治団体の収支報告書をインターネットで公表することができるよう取り組んでまいります。

○丸岩浩二委員 今、サーバーの容量等々、課題があるというふうに私も認識をしているわけですが、これから政治に関心を持つ若者をふやすためにも、どうか、インターネットによる公表を早急に進めていただきますよう私から指摘し、質問を終わります。

ありがとうございました。

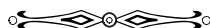
○藤川雅司副委員長 丸岩委員の質疑は終了いたしました。

以上で通告の質疑は終わりました。

これをもって、選挙管理委員会並びに通告がなかった出納局、人事委員会、監査委員所管にかかわる質疑は終結と認めます。

理事者交代のため、このまま暫時休憩いたします。

午前10時7分休憩



午前10時9分開議

○藤川雅司副委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1. 総務部所管審査

○藤川雅司副委員長 これより総務部所管部分について審査を行います。

質疑の通告がありますので、順次、発言を許します。

梅尾要一君。

○梅尾要一委員 それでは、私から、財政運営について質問させていただきたいというふうに思います。

さきの第3回定例会において、平成29年度の決算及び健全化判断比率について報告がございました。

平成29年度の一般会計決算は、実質収支約60億円となっており、前年度を上回る額が確保され

た一方で、健全化判断比率については、実質公債費比率が21.1%、将来負担比率が322.2%と、いずれも、早期健全化基準は下回ったものの、前年度からは悪化しており、改善が図られていない状況にあります。

また、監査委員からの審査意見にもありますが、道税や各種貸付金返還金などの収入未済額は、圧縮されてはいるものの、依然として多額に上っており、解消に向けて、より一層、徴収確保の推進や効率的な債権管理が求められているわけであります。

本道が直面する人口減少問題など、道政上のさまざまな課題への対応と、収支不足の解消や実質公債費比率の改善など、財務体質の改善に向けた取り組みの両立を図るため、今後、どう取り組んでいくのかも含め、以下伺ってまいりたいというふうに思います。

まず1点目として、平成29年度決算についてであります。

昨年度の財政運営においては、当初予算に加え、台風により被災した施設の早期復旧に要する経費や、国の補正予算に呼応した農業・農村整備などの公共事業に要する経費などについて、所要の予算措置を講じたものと承知しております。

平成29年度の歳出総額の決算規模は約2兆8600億円で、実質収支は約60億円となっておりますが、道として、29年度決算の特徴などについて、どのように認識しておられるのか、まずお聞かせいただきたいと思っております。

○藤川雅司副委員長 財政課長古岡昇君。

○古岡財政課長 平成29年度の一般会計決算についてでございますが、昨年度の決算規模は約2兆8600億円でございまして、28年度と比較して400億円程度の増となったところでございますが、これは、28年度の補正予算で措置した災害復旧事業や国の経済対策関連事業の多くを29年度へ繰り越したことなどが主な要因でございます。

また、収支の面では、行財政運営方針に沿って、道税などの歳入の確保はもとより、予算執行の効率化に努めたことを初め、公共事業等では、国庫支出金の内示減や入札減が生じたほか、社会保障関係経費では、実績が見込みを下回ったことなどから、結果として、約60億円の黒字決算となったところでございますが、道財政は、今後も収支不足が生じる見通しにございますことから、引き続き、財政の健全化に向けて取り組む必要があるものと認識をしております。

○梅尾要一委員 次に、収入未済額についてでございますが、平成29年度の収入未済額の内訳は、道税が約103億円、税外収入が約127億円で、全体として、前年度から15億円減少したものの、依然として多額なものとなっております。

道においては、本年度から、債権管理条例に基づき、適正かつ効率的な債権管理を行っているものと聞いておりますが、税外収入の収入未済額の縮減に向けてどのように取り組んでいるのか、取り組みの内容についてお伺いをしたいと思います。

○藤川雅司副委員長 資金担当課長清水目剛君。

○清水目資金担当課長 収入未済額の縮減についてでございますが、適正かつ効率的な債権管理を行うため、北海道債権管理条例におきましては、債権管理部署間における債務者情報の相互利

【第1分科会 11月13日 第5号】

用や、あらゆる手段を尽くしてもなお徴収の見込みがないと客観的に判断される債権の放棄などを規定したところでございます。

これにより、債権管理部署間で情報共有が可能になりましたことから、複数の債権を滞納する債務者への対応策といたしまして、複数債権を合わせた催告等の実施や返済策の立案など、新たな徴収手段の検討を開始したところでございます。

また、徴収見込みがない債権の放棄につきましては、本年4月以降、条例の規定に基づき適切に処理するなどして、限られた人的資源を、滞納の未然防止や徴収可能な債権の回収に振り向けたところでございます。

道といたしましては、今後とも、条例に基づき、適正かつ効率的な債権管理に取り組み、税外収入の収入未済額の縮減に努めてまいる考えでございます。

○梅尾要一委員 次に、健全化判断比率についてお伺いをしたいと思います。

まず、実質公債費比率についてであります。本道の比率は、全国の都道府県の中で最も悪く、道では、行財政運営方針において、実質公債費比率の改善を財政健全化に向けた目標の一つとして掲げ、平成32年度までの計画期間中は、平成27年度の水準を上回らないこと、また、中長期的には、地方債の許可団体の基準である18%未満とすることを目指して、比率の改善に向けた取り組みを進めていると聞いていますが、29年度決算に基づく比率は21.1%と、前年度と比べて0.6ポイント悪化しております。

どのような要因により比率が悪化したのか、今後、この比率の改善に向けて、どのように取り組んでいくお考えなのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○清水目資金担当課長 実質公債費比率についてでございますが、平成29年度決算に基づく実質公債費比率は、前年度と比べて0.6ポイント悪化する結果となりましたが、その主な要因は、教職員給与費の札幌市への移管に伴い、比率の算定上の分母である標準財政規模が縮小したことなどによるものでございます。

今後の比率の推移につきましては、本年9月にお示しした将来推計では、当初予算時点の試算と比較いたしまして、最大で0.3ポイント改善したものの、依然、高い水準で推移する見通しとなっておりますことから、今後とも、新規道債の発行抑制や、あらゆる財源を活用した繰り上げ償還を行うなど、比率の改善に向けて取り組んでまいる考えでございます。

○梅尾要一委員 次に、将来負担比率についてでございますが、比率の算定上、大きなウエートを占める道債残高については、平成25年度末をピークとして、漸減傾向にあり、29年度末の一般会計の道債残高は約5兆7950億円で、前年度比で0.4%の減となっております。

道の将来負担比率は、道債残高の減少などに伴い、近年、改善傾向にありましたが、今回算定された比率は322.2%と、2年連続の悪化となっております。

都道府県の平均が約170%でありますところ、北海道は約2倍の比率となっていることを踏まえると、実質公債費比率と同様に、計画的に改善に向けた取り組みを進めていく必要があると考えます。

今回、どのような要因によって比率が悪化したのか、また、今後、その改善に向けてどう取り組んでいかれようとしているのか、お聞きをしたいと思います。

○清水目資金担当課長 将来負担比率についてでございますが、平成29年度決算に基づく将来負担比率は、前年度と比べて6.5ポイント悪化する結果となりましたが、その主な要因は、道債残高の減や、教職員給与費の札幌市への移管に伴う退職手当負担見込み額の減によりまして、算定上の分子が減少した一方、教職員給与費の移管に伴い、分母である標準財政規模が縮小したことなどによるものでございます。

道の将来負担比率は、これまで、国の早期健全化基準を下回っており、また、今後の比率の推移についても、算定の主要要素である地方債現在高の減少などにより、低下していく見通しにございますが、依然、全国でも高い水準にありますことから、引き続き、道債残高の縮減に努めるなど、比率の改善に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○梅尾要一委員 よろしくお願ひしたいと思います。

次に、財政運営についてお伺いをしたいというふうに思います。

まず、平成29年度の財政運営についてでございますが、29年度決算の実質収支は約60億円となっており、また、29年度の最終補正予算においては、30年度以降に見込まれる財政需要への対処等として、財政調整基金積立金を約80億円計上しております。

これらに加え、災害対応などに要する財源も手当てしなければなりませんでしたが、年間を通じて、必要な財源をどのように確保されたのか、お伺いをしたいと思います。

○古岡財政課長 平成29年度の財政運営についてでございますが、台風などの災害や国の補正予算への対応に必要な経費につきましては、国庫支出金などの確保に最大限努めますとともに、28年度からの繰越金などを活用して補正予算を編成したところでございます。

また、最終補正予算におきましては、道債の発行金利が予算積算を下回って推移したことによる利子償還費の減、減債基金の取り崩しにより、追加財政需要への対応や繰り上げ償還を実施するとともに、平成30年度以降の財政需要に対応するため、歳入の確保や徹底した経費の節減などにより財源を捻出し、財政調整基金への積み立てを行ったところでございます。

これらに加えまして、さらなる道税収入の確保に努めたほか、社会保障関連経費などで不用額が生じたことから、平成29年度における一般会計の実質収支額は約60億円となったところでございます。

○梅尾要一委員 次に、財政調整基金の確保についてお伺いをいたします。

道財政は、これまで取り組んできた行財政改革などにより、着実に改善が図られてきているものの、健全化判断比率が全国で最悪の水準にあるばかりでなくて、来年度以降も収支不足が生じる可能性が高いと見ておりまして、引き続き、厳しい状況にあるわけでありまして。

道では、財政健全化を進めるため、行財政運営方針において、収支均衡の財政運営及び実質公債費比率の改善を目標として掲げるとともに、中長期的には、財政調整基金の確保と特定目的基金の運用等の見直しに取り組むこととされております。

【第1分科会 11月13日 第5号】

中でも、財政調整基金は、災害対応など、予期しない財政需要に対応するため、一定程度の規模が必要となるものですが、道の平成30年度末の基金残高の見込みは約19億円と、財政規模を踏まえると、ほぼ枯渇した状況にあります。

近年、大規模な災害が頻発している状況を踏まえると、財政調整基金の確保に向けて、計画的に積み立てを行っていく必要があると考えますが、今後、どのように対応していくのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○藤川雅司副委員長 財政局長森隆司君。

○森財政局長 財政調整基金の確保についてでございますが、道におきましては、これまで厳しい財政状況が続いてきたことなどから、基金残高はほぼ枯渇した状態が続いておりますが、災害など不測の事態への対処に加え、引き続き見込まれる収支不足などに対応するためには、可能な限り基金残高を確保する必要があると考えておりまして、行財政運営方針においても、中長期的に解消を図るべき財政課題として掲げているところでございます。

近年の大規模な災害の頻発といった状況なども踏まえたと、残高確保の重要性はさらに高まっていると考えておりまして、今後の財政運営におきましても、道税を初めとする歳入の確保や、効率的な予算の執行などにより捻出した財源を可能な限り基金に積み立てるなど、財政調整基金の確保に最大限努めてまいります。

○梅尾要一委員 次に、本年度の財政運営についてであります。

財政調整基金の平成29年度末の残高は約99億円となっておりますが、本年度の財政需要に対応するため、約80億円を取り崩すことから、この基金の30年度末の残高の見込みは約19億円となっております。道の財政規模から見ると、ほぼ枯渇した状態と言っても過言ではないわけであり

ます。先ほども述べたとおり、平成29年度からの繰越金として約60億円が確保されたところでありますが、胆振東部地震災害への対応を初めとするこれまでの補正予算の編成において、既に38億円が活用されていると聞いております。

また、本年度の道分の普通交付税等の決定額は、当初予算に計上した額を55億円下回る状況とも聞いております。

非常に厳しい財政状況の中、今後、補正予算の編成や、平成31年度に見込まれる収支不足への対応などに必要な財源の確保が求められるところでありますが、今後の財政運営について、どう対応していかれるのか、お聞かせください。

○藤川雅司副委員長 総務部長中野祐介君。

○中野総務部長 本年度の財政運営、さらには、来年度に向けた財政運営についてでございますけれども、本年度は、7月の豪雨とか胆振東部地震といった、たび重なる災害への対応などに必要となる補正予算につきましては、国庫支出金や道債を最大限活用いたしますとともに、財政調整基金がほぼ枯渇した状態にある中で、一般財源については、そのほとんどに平成29年度からの繰越金を充てて編成してきたところでございます。

今後の財政運営に当たりましては、道税を初めとする歳入の確保はもとより、引き続き、内部管理経費の節約に全庁を挙げて取り組むなどしながら、年間の歳入歳出予算の全てについて精査を行いまして、来年度——平成31年度に見込まれる収支不足への対応に必要となる財源も含めて、財源確保に最大限努めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○梅尾要一委員 それでは、大きな2番目として、公会計制度についてお伺いしたいと思います。

地方公共団体における財務書類の整備は、平成12年以降、総務省が示した作成基準やモデルなどに基づき、各自治体において徐々に取り組みが進められてきておりましたが、平成26年に、総務省から、統一的な基準による地方公会計の整備方針が示され、原則として、平成29年度末までに、この基準に基づき地方公会計を整備するよう、各地方公共団体に要請があったとのことであります。

本道においても、この要請に応える形で、本年2月に、統一的な基準に基づいて作成した平成28年度の財務書類を公表されましたが、道外の府県では、昨年度末時点で未整備の県が少なからずあったことから、総務省が目標とした、統一的な基準による団体間の比較等が可能な環境は十分に整わなかったと受けとめております。

その後、統一的な基準に基づく財務書類の公表が進んできたと聞いておりますので、現状における財務書類等の活用方策の検討状況や、今後の財務書類の公表スケジュールなどについて、以下、順次お伺いをしたいと思います。

初めに、他都府県の財務書類の作成状況についてであります。

今も申し上げたとおり、一昨年までの財務書類の作成基準については、道も採用してきた総務省方式改訂モデルのほか、ほかのモデルを採用した都府県も多数あり、このままでは団体間の比較に不向きといった課題があったことから、総務省は統一的な基準を示しました。

平成30年第1回定例会の予算特別委員会において、我が会派の同僚議員が、他団体との比較の必要性等について質問したところ、道に先行して公表した県が7県にとどまっており、団体間の比較を初めとする十分な分析が行えない状況にあったとの答弁でありました。

そこで、改めて、現時点で、他都府県の財務書類はどのような方式で作成され、公表はどの程度行われているのか、まずお聞かせをいただきたいと思っております。

○清水目資金担当課長 他都府県の財務書類の作成状況などについてでございますが、総務省が本年7月に公表した、統一的な基準による財務書類の整備状況等調査の結果によりますと、平成28年度決算に係る一般会計等財務書類の都道府県における作成状況は、作成済みが42団体、作成中が5団体となっているところでございます。

また、作成済みの42団体のうち、統一的な基準で作成した団体が36団体、その他のモデルで作成した団体が6団体でございます。作成した42団体の全てが、ホームページにおいて財務書類の公表を行っており、うち、本道を含む13団体が、財務書類の情報をもとに、各種指標の分析を

行っているところでございます。

○梅尾要一委員 次に、比較分析についてお伺いしたいと思います。

道が本年2月に行った、平成28年度の財務書類の公表に合わせ、純資産比率など五つの項目を独自に公開し、本道の算定数値に関する説明を行っておりますが、他県との比較等が行われていないため、判断指標が存在せず、その数値を用いた財務内容の本質的な分析には至っていないのが現状と考えます。

単純に、他県が公表した数値と比較したとしても、類似団体が多数存在する市町村とは異なり、財政規模や人口、面積などがまちまちで、かつ、母数の少ない都道府県においては、国等から標準的な水準が示されなければ、その比較分析の妥当性を判断することも難しいものと考えます。

このような比較分析に関する課題は、他都府県も同様に認識しているものと考えますが、この点について、国は、どのように考え、どう対応しようとしているのか、また、道はどう取り組むおつもりなのか、見解をお伺いしたいと思います。

○清水目資金担当課長 比較分析についてでございますが、本年3月に公表された、国の、地方公会計の促進に関する研究会報告書では、財務書類の各種指標は、単年度で発生した取引の影響で数値が大きく変動する場合があるため、複数年度の傾向を踏まえた分析を行う必要があること、また、類似団体との比較では、各地方公共団体の財務書類の公表の進捗を踏まえ、比較可能な方法を示す必要があるとされたところでございます。

こうしたことから、国においては、本年6月に、地方公会計の推進に関する研究会を設置いたしまして、指標の検証等を含めた活用方策の検討を進めており、年内をめどに検討結果が示される見込みでございます。

このため、道といたしましては、こうした国の検討状況や、他都府県の財務書類の公表状況を見ながら、指標や活用方策のあり方などについて、検討を進めてまいる考えでございます。

○梅尾要一委員 次に、固定資産台帳についてお尋ねをいたします。

地方公会計の整備により、新たに作成された書類として、固定資産台帳があります。固定資産台帳の整備により、個々の資産について、金額、数値のみならず、耐用年数や経過年数を含めたさまざまな情報を一元的に把握、管理することが可能になったことは、地方公会計制度の導入による画期的な変化と考えるわけであります。

従来、地方自治法で規定する公有財産台帳や、個別法に基づく道路台帳などの整備をそれぞれ行っていましたが、これらの台帳は、個別の各法律に基づく台帳であるため、網羅性に乏しく、また、その整備目的も、資産価値より数量の把握に重点を置くものでありました。

社会インフラの多くが老朽化し、計画的、効率的な更新、修繕の必要性が今後さらに高まっていくことを考慮すれば、一元的に資産価値などを把握できる固定資産台帳の利用価値はますます高まっていくものと考えられるわけであります。

この点を踏まえ、平成30年第1回定例会の予算特別委員会において、我が会派の同僚議員が、

固定資産台帳の情報を活用した、効率的、効果的な資産・財産管理の活用策について質問したところ、財産の価値に着目した効果的な活用方法について今後検討していくとの答弁でありました。

固定資産台帳の今後の活用方策について、課題をどう認識し、どのような検討を行っておられるのか、お伺いをいたします。

○藤川雅司副委員長 総務部次長古屋義則君。

○古屋総務部次長 固定資産台帳の活用方策についてでございますが、本年2月に整備した固定資産台帳につきましては、民間事業者による公有財産の有効活用を図るため、資産の内容を、道路、公園、庁舎などに分類した上で、各振興局単位の地域別に整理し、道民にわかりやすい形で本年3月に公表したところでございます。

また、北海道インフラ長寿命化計画の中で、固定資産台帳を活用し、今年度中に、公共施設等の全体の維持管理や更新等に必要となる中長期的な経費の見込みをお示しし、全庁的に共有を図りながら、長期的な視点を持って、総合的かつ計画的な管理を推進することとしております。

道といたしましては、今後とも、国が示した事例や他県の取り組み状況などを踏まえた上で、資産の価値に着目した効果的な活用方策について、引き続き検討を進めてまいります。

○梅尾要一委員 最後に、今後の対応についてお伺いをいたします。

地方公会計に関する取り組みは緒についたばかりであり、今後、決算書類として法的に位置づけられ、本格的な活用が可能となるまでには、自治体の会計制度自体を、日々仕分けを行う複式簿記へ変更するといった抜本的な対応が必要であり、システム上の問題のみならず、職員の研修も必要となるなど、相当の期間にわたる検討と準備作業が不可欠と考えます。

しかしながら、このような本格的な運用に至らずとも、発生主義、複式簿記の導入により、単なるストック情報の把握にとどまらず、施設の分析等を行うための事業評価のツールとして活用するなど、限定的であっても、有効な活用方策を見出せると考えます。

そのためには、国の考え方を参考としつつ、現在、道として検討している活用策について、その方向性などを早期に示すとともに、準備を進めるべきと考えるわけであります。

平成29年度の決算に基づく財務書類や今後の活用策の方向性などについて、いつごろをめどに公表しようとしているのか、お伺いをしたいと思います。

○中野総務部長 今後の対応についてでございますけれども、現在、御審議をいただいている平成29年度決算に基づく財務書類につきましては、昨年度よりは前倒しして公表できるよう、取りまとめ作業を行っていたところでございますが、胆振東部地震などへの災害対応業務により、庁内の作業スケジュールに大幅なおくれが生じている状況にございまして、現在、体制の見直しを図った上で、取りまとめ作業を急いでいるところでございます。

道といたしましては、可能な限り早期に作業を終了して、遅くとも昨年度と同様の時期に報告ができるよう、スケジュールの見直しを行っているとございまして、あわせて、国の動向を踏まえて、類似団体との比較分析や事業評価への活用の方向性などについても示していけるよ

う、検討を進めてまいります。

○梅尾要一委員 いずれにしても、道財政は大変厳しい状況にありまして、その健全化に向けて、職員の皆さんの昼夜を問わず御尽力には本当に感謝しつつも、これからもさらなる対応をされるよう、心からお願いいたしたいと思います。

次に、庁舎の耐震化についてお尋ねをしたいと思います。

地震の揺れから建物を守る免震装置等を製造する大手メーカーのKYBによる製品の検査データの改ざん問題が10月16日に発覚して以来、官公庁を初め、さまざまな民間施設にもその装置が使用されていることが判明しております。

いまだにその全容が明らかになっていない状況ですが、このメーカーがかかわった工事のうち、道内においても10件の物件が対象となっていると報じられていまして、その中の一つが道の本庁舎であると伺っています。

災害の際には対策本部が置かれる本庁舎において、検査データが疑われる免震装置が使用されているということは、災害対策の根幹を揺るがす、ゆゆしき問題と考えるところであり、以下、現状と今後の対応などについて伺ってまいりたいと思います。

まず、道庁本庁舎の免震装置についてお伺いをいたします。

道庁本庁舎は免震建物であると承知していますが、改修工事では、いつ、どのように免震建物に改修したのか、また、今回問題となっている免震オイルダンパーとはどういう働きをするものなのか、お伺いしたいと思います。

○藤川雅司副委員長 財産活用担当課長野崎直人君。

○野崎財産活用担当課長 道庁本庁舎の免震装置についてであります。道庁本庁舎は、平成8年度に実施いたしました耐震診断において、耐震性が不足していることが明らかになったことから、平成24年12月から平成28年1月にかけて、免震建物とする改修工事を行い、地下1階及び地下2階に免震装置を92台設置しているところでございます。

免震オイルダンパーは、免震装置の一部として、ピストンに働く油圧により、地震の揺れのエネルギーを吸収する装置でございまして、道庁本庁舎には12台を設置しております。

○梅尾要一委員 次に、今回の検査データの改ざん疑惑についてであります。

これまで報道等もあったところですが、今回の検査データの改ざん疑惑はどのような内容なのか、確認のためにお伺いしたいと思います。

また、今回の疑惑に、道庁本庁舎に設置されている免震オイルダンパーが該当することは、いつ、どのように確認をされたのか、お伺いいたします。

○野崎財産活用担当課長 検査データの改ざん疑惑の内容などについてでございますが、国の発表によりますと、KYB株式会社及びカヤバシステムマシナリー株式会社では、国土交通大臣の認定の基準、または顧客との契約による基準に適合していない免震・制振オイルダンパーの検査データを書きかえ、適合しているように見せかけて、製品を出荷したとのことでございます。

道では、こうした検査データの改ざんにつきまして、10月16日の報道を受け、国の報道発表資

料と本庁舎免震改修工事の竣工図面を照らし合わせて、検査データを改ざんした疑いがある免震オイルダンパーと同一型式の製品が道庁本庁舎に設置されていることを確認したところでございます。

○梅尾要一委員 次に、KYB株式会社からの連絡と道の対応についてお伺いします。

報道等では、KYBからの説明がない、情報が得られないなど、対応の問題が報じられているところではありますが、道庁本庁舎の免震オイルダンパーについては、これまで、KYBからどのような連絡があり、道ではどのように対応してきたのか、その経過についてお伺いしたいと思います。

○野崎財産活用担当課長 KYB株式会社の対応などについてでございますが、道では、道庁本庁舎に設置されている免震オイルダンパーが該当する製品であることを確認した後、改修工事の施工業者に対しまして、情報収集を行うよう指示するとともに、KYB株式会社に対しまして、直接、必要な情報を提供するよう、繰り返し照会を行ってきたところでございます。

こうした中、10月23日にKYB株式会社の担当者の2名が、さらに、11月6日には同社の執行役員が来庁し、本事案に関する謝罪と状況説明を受けたところでございますが、現在のところ、道庁本庁舎の免震オイルダンパーにつきましても、改ざん前の検査データが見つかっておらず、国土交通大臣の認定基準等に適合しない製品であるかは不明であるとの回答にとどまったことから、改めて、速やかな情報の開示と適切な対応を申し入れたところでございます。

○梅尾要一委員 このことによる道庁本庁舎の安全性についてです。

現在、道庁本庁舎に設置されている免震オイルダンパーは不適合品であるか、不明であるとのことではありますが、必要な性能を下回る免震オイルダンパーが設置されている可能性があります。

その場合、道庁本庁舎の地震に対する安全性はどのようになるのか、お伺いをしたいというふうに思います。

○古屋総務部次長 道庁本庁舎の地震に対する安全性についてでございますが、国におきましては、今回の不正に係る製品の安全性の検証を行っており、国土交通大臣の認定基準から大きく乖離した免震オイルダンパーを設置した建物でも、震度6強から7程度の地震では倒壊しないことが確認されているところでございます。

一方で、道といたしましても、設置者の立場から安全性の確認が必要と考え、改修工事の施工業者に対しまして、国が示す検証方法に基づき、道庁本庁舎の地震に対する安全性の検証作業を指示したところでございます。

その結果、道庁本庁舎につきましても、国土交通大臣の認定基準から最も乖離した免震オイルダンパーが設置されていると仮定した場合でも、震度6強から7程度の地震に対し、倒壊または崩壊のおそれがないとの報告があったところでございます。

○梅尾要一委員 最後に、今後の対応についてでございますが、今回の問題については、KYBによる不適合品の交換など、今後の見通しが見えない状況であると認識しております。

【第1分科会 11月13日 第5号】

災害の際には対策本部が置かれる道庁本庁舎としては、そのような状況を看過すべきではないと考えます。道として、今後、どのように対応するのか、お伺いをしたいと思います。

○中野総務部長 今後の対応についてであります。KYB株式会社におきましては、不適合品はもとより、道庁本庁舎のケースのような、適合の有無が不明である製品についても、交換を前提として調査を進める方針であるというふうに聞いているところでございます。

委員が御指摘のとおり、道庁本庁舎は、さきの北海道胆振東部地震におきましても、災害対策本部を設置して、対策を検討、指示するなど、災害対策を行う上で極めて重要な施設であるというふう認識いたしております。

道といたしましては、こうした災害対策の拠点となる道庁本庁舎に、不適合品である可能性がある免震オイルダンパーが設置されていることは、災害対応の観点から容認できるものではありませんので、適合品であることが確認できない製品については交換を求めるとし、速やかな情報の開示と適切な対応を引き続き求めてまいります。

○梅尾要一委員 現在でも、震度6強から7程度の地震に耐えられるということはあるものの、可能性としては、それ以上の地震もなきにしもあらずで、そういったときにはどうなるのかということもありますので、ぜひ、しっかりと早急に対応をとっていただいて、常に安心、安全に対応できる本庁舎であるように整備されることを改めて心からお願いしたいと思います。

次に、防災対策についてお伺いしたいと思います。

本道では、一昨年は大雨災害、昨年は台風災害、そして、本年は胆振東部地震等、甚大な被害をもたらす大規模災害に相次いで見舞われております。大変大きな被害が生じているわけでありまして、胆振東部地震では、道及び市町村分の施設被害を初め、商工業や観光の被害なども含めて、被害額は3000億円を超えるなど、道内各地に甚大な被害をもたらしております。

本道においては、防災対策の取り組みの強化が最重要となっていることから、防災対策について順次お伺いをしてまいります。

1点目として、昨年度における道の対応についてであります。有事への対応についてお伺いをしたいと思います。

昨年度における災害の発生状況と、その時々には道はどのように対応してきたのか、まずお伺いをしたいと思います。

○藤川雅司副委員長 危機対策課長加納孝之君。

○加納危機対策課長 昨年度の災害の発生状況などについてであります。7月に、安平町で、震度5弱を観測した地震によって1名の方が重傷を負ったほか、9月には、台風18号による大雨などにより200軒を超える住家が一部損壊するとともに、10月には、台風21号による暴風雨等により、重軽傷を合わせて3名の人的被害などが生じたところでございます。

また、ことし3月の暴風雪や大雨により2名の方が亡くなられ、住家の損壊なども発生したところでございます。

道では、これらの災害に対し、災害対策連絡本部を設置するなど、市町村や自衛隊、消防、道

警察など関係機関と連携して、人命を最優先とする災害応急対策に取り組んだところでございます。

○梅尾要一委員 次に、平時の取り組みについてお伺いをしたいと思います。

災害等発生時において適切な対応を行うには、日ごろから防災教育や防災訓練を実施しておくことが重要と考えます。

昨年度の平時において、道はどのような取り組みを実施されたのか、お伺いしたいと思います。

○加納危機対策課長 昨年度における訓練などについてであります。道では、一昨年の熊本地震における教訓を踏まえ、昨年度の防災総合訓練において、札幌直下型地震を想定し、救出、救助、物資輸送を初め、自治体職員や地域住民の方々に参加していただきながら、宿泊を伴った避難所運営の訓練に取り組むとともに、会場となった小学校の授業の場を活用し、一日防災学校などの防災教育を実施したところでございます。

また、道内の20市町村におきまして、地域が取り組む各種防災訓練や研修に対し、その企画から実施に至るまで支援を行いましたほか、災害に関する注意喚起の動画や漫画を用いた啓発資料、さらに、広報紙、道政広報番組を活用し、防災意識の普及啓発に取り組んだところでございます。

○梅尾要一委員 各種訓練、教育に取り組んでいただいているのですが、昨年度実施した対応や取り組みについて、道はどのように認識をしているのか、お伺いしたいと思います。

○藤川雅司副委員長 危機対策局長辻井宏文君。

○辻井危機対策局長 昨年度の取り組みについてでございますが、災害が発生し、または発生するおそれがある場合、道内の市町村はもとより、自衛隊や気象台など防災関係機関、民間事業者などと連携協力し、迅速かつ的確に人命最優先の応急対策を行うとともに、住民の皆様に、みずから命を守る行動を適切にとっていただくことが何よりも重要と考えているところでございます。

このため、道では、台風の接近など、災害が見込まれる際には、関係機関と連携し、連絡本部などを設置して災害に備えたほか、平常時におきましては、災害応急対策や住民の皆様の避難行動の実効性を確保するため、各地域において、防災に関する各種訓練や防災教育などに取り組んできたところであり、今後も、こうした取り組みを全道域で実施し、本道における防災力のさらなる向上を図っていく必要があると認識しているところでございます。

○梅尾要一委員 次に、今年度における道の防災対策についてお伺いしたいと思います。

まず、平時の取り組みについて、昨年度の取り組み等を踏まえて、道では、今年度、どのような防災対策に取り組んできたのか、お伺いしたいと思います。

○加納危機対策課長 今年度の取り組みについてであります。道では、広域に及ぶ大雨災害を想定し、防災総合訓練を実施しましたほか、地域の小学校などが取り組む一日防災学校や、市町村が実施する防災訓練、研修などを積極的に支援しているところでございます。

【第1分科会 11月13日 第5号】

また、67の市町村の防災担当者が参集した研修会や、市町村長を対象とした防災・危機管理トップセミナーを86市町村の出席のもとで開催するとともに、台風が接近する場合などにおきまして、市町村長が適切に避難勧告などを発令できるよう、気象台や道開発局などと連携し、振興局と管内の市町村をインターネットでつないだ危機管理会議を行ったほか、広報紙やラジオを活用した防災情報の提供など、住民向けの普及啓発にも取り組んでいるところでございます。

○梅尾要一委員 次に、防災訓練についてお伺いしたいと思います。災害発生時には、関係機関が一体となって連携した適切な対応をとることが求められることから、平時より、関係機関が連携した訓練を行うことが重要であります。

道では、今年度の防災訓練についてどのように取り組んでこられたのか、具体的にお伺いをしたいと思います。

○加納危機対策課長 今年度の防災総合訓練についてでございますが、近年の本道における台風被害を踏まえ、道内の広域における大雨災害を想定した訓練を、先月、6振興局、18市町村において実施したところでございます。

大規模災害時におきましては、関係機関が連携協力した対応が重要でありますことから、市町村や自衛隊など防災関係機関を初め、道と協定を締結している民間事業者の方々とともに、陸路、空路、海路による避難所への支援物資の輸送に加え、住民参加による避難所運営の訓練などを実施したところでございます。

具体的には、物資輸送訓練といたしまして、十勝港、石狩湾新港、留萌港におきまして、港湾運送業者や倉庫業者、運送業者と連携し、船舶からの荷おろし、物資集積拠点での集約や仕分け、トラック、ヘリコプターへの積み込み、各避難所への輸送を行うとともに、避難所運営訓練として、足寄町や士別市におきまして、多くの機関の御協力をいただき、展示ブースの設置や、避難所生活などに関する防災講話を行ったほか、住民が参加した宿泊訓練も行ったところでございます。

○梅尾要一委員 次に、防災学校についてお伺いをいたします。

防災対策を進めていく上で、道民の防災意識の向上が大変重要であると考えます。

中でも、子どものころから、防災への意識や考え方を持つことが必要であり、道では、今年度、防災学校に力を入れて取り組んでいるとのことですが、具体的な取り組み内容についてお伺いいたします。

○藤川雅司副委員長 防災教育担当課長三角靖枝君。

○三角防災教育担当課長 防災学校の取り組みについてでございますが、小学校などの授業を活用し、防災知識を学ぶ一日防災学校の取り組みは、児童生徒はもとより、家庭や地域への波及効果も高いという評価をいただいたところでございます。

今年度は、防災関係機関と連携して、33市町村の44校において実施を予定しているところでございまして、防災かるたや「D oはぐ」、北の災害食レシピなどの防災教育教材を活用し、子どもたちにさまざまな防災知識を学んでもらうほか、避難訓練や避難所運営体験などもあわせて実

施するなど、児童生徒の防災意識の醸成に努めているところでございます。

○梅尾要一委員 次に、胆振東部地震についてお尋ねをいたします。

これまでの対応についてであります。

9月6日の地震発生後、2カ月余りが経過しましたが、依然として、避難を余儀なくされている方々がおられます。もとの生活に一日も早く戻れるよう願ってやみません。

地震の発災後、これまでの間、道はどのような取り組みを行ってきたのか、まずはお伺いしたいと思います。

○加納危機対策課長 胆振東部地震へのこれまでの対応についてであります。道では、発災後、直ちに災害対策本部を設置し、自衛隊や道警察など、道内の防災関係機関に加え、内閣府、総務省など、国の省庁が災害対策本部指揮室に参集するとともに、情報を共有しながら連携協力し、救出・救助活動はもとより、水や食料、生活用品の支援など、全力で応急対応に当たったところでございます。

また、このたびの地震では、人的被害を初め、住家や各種インフラ、産業被害も多数発生したことから、災害救助法や被災者生活再建支援制度を速やかに適用するとともに、国に対し、激甚災害の指定など、各種支援制度を早期に決定していただくよう対応したほか、被災市町村に職員を派遣し、他県や道内の市町村とも連携しながら、避難所の運営や罹災証明書の発行などの支援を行ってきたところでございます。

○梅尾要一委員 次に、自衛隊との連携についてであります。今回の地震では、道内外のさまざまな機関により、災害応急対応が実施されており、とりわけ、自衛隊は、災害派遣要請を受けて、人命救助を初め、輸送や大規模停電への対応など、多数の支援を行ってきたと聞いております。

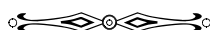
道と自衛隊は、平成24年に協定を締結し、これまでも連携を図ってきていると承知しておりますが、さらなる連携強化に向けて、協定内容を適宜見直し、充実させていくことが必要と考えますが、いかがお考えか、お伺いをいたします。

○辻井危機対策局長 陸上自衛隊との連携についてでございますが、胆振東部地震に伴い、陸上自衛隊北部方面隊では、道からの災害派遣要請に基づき、人命救助を初め、給水や給食、入浴といった生活支援に加え、道路の啓開、物資の輸送など、述べ19万人を超える人員により、39日間にわたって、さまざまな支援が行われたところでございます。

道と北部方面隊は、協定及び覚書を締結し、平常時や災害発生時における具体的な連携の内容を定めておりますが、道としましては、このたびの地震災害における互いの連携が、道民の生命、生活を守るために十分に機能したかについて検証し、その結果をもとに、協定などに反映してまいり所存でございます。

○藤川雅司副委員長 議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午前11時3分休憩



午前11時6分開議

○藤川雅司副委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

梅尾要一君。

○梅尾要一委員 それでは、今後の対応についてお聞かせをいただきたいと思います。

被災地の復旧、復興に向けて、関係者はさまざまな取り組みを進めていると承知しておりますが、いまだ、避難されている方々、自宅で生活できない方もいらっしゃることから、引き続き、きめ細かな対応も必要と考えます。

道は、今後、どのような対応を行っていくのか、お伺いしたいと思います。

○藤川雅司副委員長 危機対策課長加納孝之君。

○加納危機対策課長 今後の対応についてであります。胆振東部地震の発生から約2カ月となる今月初めには、第1期分の応急仮設住宅への入居が開始されたものの、今なお、避難所において長期にわたる生活を余儀なくされている方々がおりますことから、引き続き、避難されている方々に寄り添った、きめ細やかな支援が必要と認識しております。

このため、応急仮設住宅への入居までの間、道としましては、引き続き、避難されている方々の健康管理に努めながら、避難所の運営などの支援を行い、被災された方々が一日も早く日常生活を取り戻すことができるよう取り組んでまいります。

○梅尾要一委員 次に、災害検証委員会についてお伺いをしたいと思います。

先般、道では、今回の地震に係る検証委員会を設置したとの報告がありましたが、私たちがかつて経験したことがない震度7や道内全戸停電といった事象を後世の方々への教訓とし、今後の対策に反映するために、記憶が新しいうちに、しっかりと検証することは重要であります。

検証委員会では、今後、どのような考え方のもとで検証を進めていくのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○藤川雅司副委員長 危機対策局長辻井宏文君。

○辻井危機対策局長 災害検証委員会についてでございますが、このたびの災害では、最大震度7の大地震と道内全域での大規模停電という、過去に経験のない事案が発生しましたことから、道では、条例に基づき、先般、学識経験者と気象台や自衛隊などの防災関係機関から構成される災害検証委員会を設置したところでございます。

検証に当たりましては、道や市町村などが実施した応急対策などに関し、委員に加え、北電などの関係機関や、物資輸送などに携わった民間事業者の方々などにもオブザーバーとして参画していただきながら、各項目ごとに、課題や評価できる事項などを明らかにするとともに、今年度末には、課題などへの対応について一定の方向を示す中間提言を行い、来年度のできるだけ早い時期に最終報告として取りまとめ、その結果を道や市町村の地域防災計画などに反映してまいり所存でございます。

○梅尾要一委員 最後に、道の防災対策についてお伺いをいたします。

災害大国と言われる我が国においては、気象災害に限らず、大地震など、予想外の場所で発生

し、激化する災害に私たちが対応するためには、災害に負けないインフラ整備等のハード対策も必要ですが、道民一人一人の防災意識を向上させるためのソフト対策が大変重要と考えるところでもあります。

今後、本道の防災対策にどのように取り組んでいかれるおつもりなのか、その決意をお伺いしたいというふうに思います。

○藤川雅司副委員長 総務部危機管理監橋本彰人君。

○橋本総務部危機管理監 今後の防災対策についてであります。地震や大雨など、甚大な被害をもたらす、まさかと思われる大規模災害が本道において頻発する中、道民の皆様方の生命や身体を守るためには、道民お一人お一人に、防災意識を高めていただき、早目の避難など、状況に応じて正しく行動していただくことが大変重要と認識をしております。

このため、道では、自衛隊など防災関係機関と連携し、地域において行われる住民参加型の防災訓練や研修、さらには、小学校等の授業を活用した一日防災学校などの取り組みに対し、企画から実施まで支援をいたしますほか、広報紙やラジオを活用し、広く普及啓発を行うなど、道民の皆様方の防災意識の向上に努めているところでございます。

道といたしましては、こうした取り組みを一層強化いたしますとともに、このたびの地震における検証結果も踏まえ、道民の皆様方の防災意識のさらなる向上にしっかりと取り組んでまいります。

○梅尾要一委員 今回の胆振東部地震等々において、危機対策課を初め、皆さんには、昼夜を問わず、献身的な御尽力により、災害対応に当たっていただいていることに、改めて感謝申し上げたいというふうに思います。

しかしながら、全道では、防災訓練を実施したことのない市町村も散見されます。

また、我々は、東日本のあの地震によって大きな教訓をいただいて、現在まで来ているわけですが、その教訓についても、防災計画に取り入れられ、方策として実施されるに至っていないものがまだまだあることは御承知のとおりでありまして、さらに防災対策を強化していくためにも、過去の教訓を踏まえ、今後の対策等を堅実に確実に一步一步進めていただきますように心からお願いをして、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○藤川雅司副委員長 梅尾委員の質疑は終了いたしました。

中川浩利君。

○中川浩利委員 今ほどの梅尾委員の質問と重なる部分もありますが、私も、通告に従いまして、まず、道財政運営のうち、道税について伺ってまいります。

平成29年度の道税収入は6142億円となり、平成24年度以降、6年連続で増加をしていますが、その主な要因について伺います。

また、道財政が依然として厳しい状況にある中で、道税収入を確保していくことは極めて重要であります。道税収入のさらなる確保に向けて、道として、今後、どのように取り組む考え

か、所見を伺います。

○藤川雅司副委員長 税務課長齋藤正彦君。

○齋藤税務課長 道税の増収の要因についてでございますが、平成29年度の道税収入の決算額は6142億円となり、平成23年度と比較して1195億円の増となったところでございます。

この要因は、この間、道内経済が回復基調で推移したことに加えまして、地方消費税、法人事業税につきまして、税率引き上げなどの税制改正が行われたことや、徴収対策の強化により徴収率が向上したことなどによるものと考えております。

また、税込確保対策についてでございますが、道税収入の確保は、安定的な財政運営にとって極めて重要でありますことから、道税確保特別対策本部を設置し、個人道民税や自動車税を中心に、各種の徴収対策に取り組んできているところでございます。

具体的には、個人道民税につきましては、特別徴収の推進や市町村への道職員の派遣、自動車税につきましては、預貯金や給与の差し押さえの徹底など、厳正な措置を講じているところでありまして、今後とも、効果的な徴収対策を進め、道税収入の確保に努めてまいります。

○中川浩利委員 次に、交付税について伺います。

経済財政運営と改革の基本方針2018、いわゆる骨太の方針では、地方の一般財源総額について、2021年度までは、2018年度の水準を下回らないように、実質的に同水準を確保するとされております。

地方全体の一般財源総額は確保されるめどが立ったものの、道として、交付税をしっかりと確保していかなければなりません。

そこで、来年度における道の交付税等の確保に向けてどのように取り組んでいく考えか、見解を伺います。

○藤川雅司副委員長 資金担当課長清水目剛君。

○清水目資金担当課長 交付税などの確保についてでございますが、委員が御指摘のとおり、本年6月に、いわゆる骨太の方針で示された新経済・財政再生計画におきまして、地方の一般財源総額について、2021年度までは、2018年度と実質的に同水準を確保するとされたことは、本道を初めとする地方団体の要望を一定程度受けとめたものと認識しているところでございます。

来年度の交付税などの具体的な水準につきましては、今後、国の予算編成の過程において決定されますことから、引き続き、その動向を注視するとともに、今後とも、住民に必要な行政サービスを主体的かつ安定的に提供していくため、面積が広大で、人口が分散しているなど、本道の実情を踏まえた交付税の算定が行われますよう、国に対しまして、あらゆる機会を通じて強く働きかけてまいりたいと考えてございます。

○中川浩利委員 ぜひ、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

次に、債権管理について伺います。

行財政運営方針において、行政コスト、ストックの情報公開と最適化に向けた業務改革の一つに、債権管理の適正化を掲げており、道では、平成30年4月に、債権管理の一層の適正化及び効

率化を図ることを目的とした条例を施行したところでありますが、本年度を含め、今後の具体的な取り組み方策を伺います。

○清水目資金担当課長 債権管理についてでございますが、北海道債権管理条例におきましては、債権管理部署間における債務者情報の相互利用や、あらゆる手段を尽くしてもなお徴収の見込みがないと客観的に判断される債権の放棄などを規定したところであり、条例施行後、庁内会議の開催などを通じて、これらの新たな手法を活用した債権管理の一層の適正化及び効率化を推進してきたところでございます。

債務者情報の相互利用に係る取り組みといたしましては、複数の債権を滞納する債務者に対し、複数債権を合わせた催告を実施するなどの新たな徴収手段を検討しているところでございます。

また、徴収見込みがない債権の放棄につきましては、条例に基づき適切に処理するなどしてきているところでございまして、今後も、限られた人的資源を、滞納の未然防止や徴収が可能な債権の回収に集中させてまいる考えでございます。

道といたしましては、今後とも、条例に基づき、債権管理のなお一層の適正化や効率化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○中川浩利委員 次に、平成29年度における実質収支は60億円程度となっており、前年度と比べて約23億円の増となっています。

近年では最も高い数値となっていますが、その要因についての所見を伺います。

○藤川雅司副委員長 財政課長古岡昇君。

○古岡財政課長 平成29年度の一般会計決算についてでございますが、29年度におきましては、行財政運営方針に沿って、道税などの歳入の確保はもとより、予算の効率的な執行に努めたことを初め、公共事業等では、国庫支出金の内示減や入札減が生じたほか、社会保障関係経費においては、実績が見込みを下回ったことなどによりまして、結果として、約60億円の黒字となったところでございます。

○中川浩利委員 次に、実質公債費比率についてであります。

平成29年度決算を踏まえ、ことし9月に示された実質公債費比率の将来推計では、行財政運営方針に掲げた平成27年度の水準を上回らないとしている財政健全化目標を上回っており、全国と比べても最低の水準となっていますが、今後、どのように改善していこうとするのか、所見を伺います。

○古岡財政課長 実質公債費比率についてでございますが、本年9月にお示しをした実質公債費比率の将来推計では、当初予算時点の試算と比較して、一定程度、改善が図られましたものの、当面は、平成27年度を上回る水準で推移するものと見込まれますことから、引き続き、比率の改善に取り組む必要があると認識をしてございます。

このため、今後とも、新規道債の発行抑制に努めますとともに、予算の効率的な執行などにより、年間を通じて捻出した財源等を活用した繰り上げ償還を行うなど、比率の改善に向けて最善

を尽くしてまいります。

○**中川浩利委員** 次に、財政調整基金についてですが、道では、今後の財政運営に当たって、実質公債費比率の改善のほか、財政課題の改善に向けた中長期的な取り組みとして、財政調整基金の確保を掲げており、将来的に500億円程度を目指すとしております。

現状を踏まえると、実現にはほど遠い状況でありますけれども、今後、どのように取り組む考えか、所見を伺います。

○**藤川雅司副委員長** 財政局長森隆司君。

○**森財政局長** 財政調整基金の確保についてでございますが、基金残高につきましては、厳しい財政状況が続いてきたことなどから、ほぼ枯渇した状態となっておりますが、災害など不測の事態への対処に加え、引き続き見込まれる収支不足などに対応するためには、可能な限り残高を確保する必要があると考えているところでございます。

このため、道では、行財政運営方針におきまして、中長期的に解消を図るべき財政課題として、財政調整基金の確保を目標に掲げているところでありまして、今後とも、道税などの歳入の確保あるいは効率的な予算執行などにより、年間を通じて捻出した財源をできる限り基金に積み立てるなどして、財政調整基金の確保に最大限努めてまいります。

○**中川浩利委員** 次に、収支不足への対応についてであります。今年度における収支不足は410億円で、さまざまな収支対策を講じて、なお、80億円の収支不足が生じています。

その解消に当たっては、財政調整基金の取り崩しにより対応しておりますが、その実態は、前年度に積み立てたものを翌年度にすぐ取り崩すという、いわばその場しのぎの対応となっているわけでありませう。

来年度以降も多額の収支不足が発生する見通しにありますが、一刻も早い収支不足の解消、財政の健全化にどのように取り組もうとしているのか、所見を伺います。

○**藤川雅司副委員長** 総務部長中野祐介君。

○**中野総務部長** 財政健全化についてであります。道財政は、これまで徹底した行財政改革に取り組んでまいりました結果、収支不足額が縮小するなど、着実に改善が図られてきてはおりますものの、今後も収支不足が生じる見通しにございまして、依然として厳しい状況にあるものと認識をしているところでございます。

このため、今後の財政運営に当たりましては、行財政運営方針に沿って、引き続き、しっかりと行財政改革に取り組むとともに、基金の活用による年度間の財源調整も含め、さまざまな対策を講じながら、収支均衡の財政運営が行えるよう、道財政の健全化を着実に進めてまいりたいと考えてございます。

○**中川浩利委員** ただいま、部長からの答弁にもありましたが、依然として厳しい道財政の健全化に向けた財政運営に関しましては、トップである知事にも直接伺いたいと考えておりますので、委員長のお取り計らいをよろしくお願いいたします。

次に、短期貸付金の見直しについてであります。一昨年、全国の85の自治体で、単年度転が

し、いわゆる単コロやオーバーナイトといった不適切な短期貸し付けがなされているとの報道がなされました。

いずれも、自治体から公社などに対する短期の貸し付けであります。単年度の短期貸付金といいながら、事実上、反復的かつ継続的に行われており、将来的な財政負担のリスクがあるにもかかわらず、それが住民や議会に対して必ずしもつまびらかにされていないところに問題があるというふうにされております。

過去の議会議論や報道でも明らかとなっておりますが、道においても、住宅供給公社に対する単コロと、土地開発公社に対するオーバーナイトとして、それぞれ多額の短期貸し付けが繰り返され、現在も未解消のままであると承知をしております。

そこで、以下伺ってまいります。

住宅供給公社に対する単コロは、平成15年度に、公社の経営破綻回避のために行った特定調停の成立を受けて貸し付けを継続することとした道の短期貸し付けであり、土地開発公社に対するオーバーナイトは、平成11年度の包括外部監査結果を踏まえ、公社の長期保有地に係る簿価抑制対策として、毎年度、繰り返し実施されてきたものと承知をしております。

まず、北海道住宅供給公社及び土地開発公社における単コロとオーバーナイトのそれぞれについて、どの程度の金額、規模となっているのか、お伺いいたします。

○清水目資金担当課長 短期貸付金の現状についてでございますが、平成30年度当初予算における住宅供給公社への短期貸付金は247億円、土地開発公社への短期貸付金は194億円となっているところでございます。

○中川浩利委員 国においては、平成27年度に研究会を設置し、こうした短期貸付金などの問題を含め、必ずしも対応できていない財政リスクの把握について議論がなされましたが、この議論を踏まえ、自治体財政健全化法が改正され、新たに、単コロに伴う実質的な将来負担額を財政健全化判断比率の一つである将来負担比率に反映することとされました。

そこで、平成29年度決算における将来負担比率の算定結果と、この見直しによる比率への影響についてお伺いをいたします。

○清水目資金担当課長 将来負担比率への影響についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の改正によりまして、平成28年度決算に基づく将来負担比率の算定から、新たに、第三セクターなどに対する短期貸付金が、比率算定上の分子である将来負担額に算入されることとなり、道におきましては、住宅供給公社に対する短期貸付金について、その50%が将来負担額に算入されたところでございます。

平成29年度決算に基づく道の将来負担比率は322.2%となっており、このうち、住宅供給公社への短期貸付金の算入による比率への影響は1.1ポイントとなっているところでございます。

○中川浩利委員 適切とは言いがたいこうした単コロやオーバーナイトは、いずれにせよ、早期に解消していかなければなりません。

道は、これまで、解消に向けて具体的にどのように取り組み、どの程度の金額が解消されたの

でしょうか、実績をお伺いいたします。

○清水目資金担当課長 短期貸付金の見直しについてでございますが、住宅供給公社への短期貸付金については、平成28年度から、段階的に長期貸付金に転換することで、その縮減を図ることとしておりまして、28年度は10億円、29年度は15億円、30年度は5億円、累計で30億円の縮減を図ってきているところでございます。

また、土地開発公社への短期貸付金では、道単独事業用地につきましては、段階的に道が取得することで、その縮減を図っていくこととしており、平成29年度には3億円の縮減を図ったほか、公社自主事業用地への短期貸付金の106億円については、本年度より、銀行からの借り入れに変更することで、その解消を図ったところでございます。

○中川浩利委員 解消の実績についてはわかりました。

依然として厳しい道の財政状況を考えますれば、数百億円に上る短期貸付金を一足飛びに処理するという事は非常に困難であるかなと思いますが、法改正の動きなどを踏まえたら、財政健全化の一環として、こうした貸付金の取り扱いを着実に改めていくべきであります。

道は、今後、こうした短期貸付金の解消に向けてどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○森財政局長 今後の取り組みについてでございますが、住宅供給公社への短期貸付金につきましては、国から、不適切な財政運営であるとして見直しを求められており、また、土地開発公社への短期貸付金につきましても、国から、他の方策による公的支援に移行する必要がある、避けるべきとされているところでございます。

このため、道といたしましては、本年2月に作成をした、統一的な基準による財務書類において、両公社に対する短期貸付金を道独自の公表項目として掲げ、道民の皆様はその状況をお示しするとともに、年間の収支見通しなどを踏まえつつ、今後とも、できる限り、長期貸付金への転換や、長期保有土地の取得を段階的に進めるなど、毎年度、着実に短期貸付金の縮減が図られるよう取り組んでまいりたいと考えてございます。

○中川浩利委員 ただいま、財政局長からの答弁もいただきましたが、本件は、当該の公社を所管する建設部との関係もありまして、その責任の所在や今後の解消について、いまだ明らかとなっていない部分もあると考えております。

よって、知事にも直接その考えを伺いたいと考えておりますので、この件についても、委員長のお取り計らいをよろしくお伺いいたします。

次に、防災対策についてでございますが、道内の観測史上で最大となる震度7を記録し、多くの道民に甚大な被害をもたらした胆振東部地震の発生から、2カ月余が過ぎたわけでありまして。

このたびの地震災害をもたらした課題は多く、それらに対して真摯に向き合って、今後の防災対策を進めていかなければなりません。

そこで、今回のような大規模地震の発生に対し、これまで、道はどのように備えていたのかといった観点で、順次伺ってまいります。

まず、市町村庁舎の耐震化についてであります。災害が発生した際、市町村では、災害対策本部を設置し、対応に当たりますが、2年前の熊本地震では、自治体庁舎そのものが被災し、使用できないという深刻な事例が発生しております。

そこで、道内の市町村における庁舎の耐震化の状況はどのようになっているのか、まずお伺いいたします。

○藤川雅司副委員長 防災教育担当課長三角靖枝君。

○三角防災教育担当課長 庁舎の耐震化についてでございますが、市町村庁舎は、災害発生時に、被災者支援や早期復旧など、災害応急対策の拠点として大切な役割を果たしますことから、その耐震化を進める必要があると認識しております。

道内の市町村における、防災拠点となる庁舎の耐震化率は、平成28年度末で59%と、全国平均の78%を19ポイント下回っていることから、道といたしましては、このたびの胆振東部地震を踏まえ、大規模地震はいつでも起こり得るとの危機意識を市町村と共有し、できる限り早期に、代替庁舎の確保とあわせ、庁舎の耐震化が進むよう働きかけてまいります。

○中川浩利委員 ぜひ、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

次に、非常用電源についてであります。胆振東部地震により、私ども道民は、我が国で初めてブラックアウトを経験し、停電への備えの重要性を痛感したわけであります。

道及び市町村における非常用電源の設置状況についてお伺いをいたします。

○藤川雅司副委員長 危機対策課長加納孝之君。

○加納危機対策課長 非常用電源についてであります。災害応急対策の主体となる地方公共団体の庁舎には、非常用電源が常に確保されていることが求められております。

道におきましては、本庁舎は、72時間以上の連続使用を確保しております一方、振興局では、使用可能時間や燃料備蓄量などについて基準を下回っている庁舎が5カ所あるなど、不十分であるため、現在、非常用電源の整備に取り組んでいるところでございます。

また、道内の市町村では、平成29年6月1日現在で、約2割の35市町村において非常用電源が未整備となっております。

このため、道といたしましては、防災対策に関する会議など、さまざまな機会を通じ、非常時における電源確保の重要性を周知いたしますとともに、国の支援制度の活用など、さまざまな助言を行っているところであり、今後も、市町村に対し、早期に非常用電源を整備するよう促してまいります。

○中川浩利委員 次に、業務継続計画、いわゆるBCPについてであります。いかなる災害が起きても、地方自治体は、その業務を継続していかなければならない行政的な役割を負っているわけでありまして。

このため、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎を確保しておくことや、非常時における優先業務を事前に整理しておくことなど、6項目を中心に、業務継続計画をあらかじめ準備することが求められているというふうに承知をしておりますが、道内の市町村における計画の策定

状況についてお伺いをいたします。

○加納危機対策課長 業務継続計画についてであります。地方公共団体等は、災害発生時の応急対策などの実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、あらかじめ計画を策定し、業務の継続性を確保しておくことが不可欠でございます。

業務継続計画は、道内の全ての市町村において策定されておりますが、国が特に重要な要素として示している6項目のうち、非常用発電機の燃料の確保や優先業務の整理などの項目について定めがないものが多く、その全てを満たしている市町村は21市町村となっているところでございます。

道といたしましては、計画の具体的な作成手順などを示すとともに、市町村の担当者を対象とした実務研修会を開催してきており、引き続き、業務継続計画の内容の充実が図られるよう取り組んでまいります。

○中川浩利委員 次に、自主防災組織についてでありますけれども、この夏の西日本豪雨については、近所同士が声をかけ合って、協力して避難できた地域と、残念ながら、そうできなかった地域があったというふうに報道されております。

災害時、特に過疎地域などにおいては、地域の力、近所の力が重要であり、その根幹を担うのが自主防災組織であります。本道における自主防災組織率の状況についてお伺いいたします。

○加納危機対策課長 自主防災組織についてであります。災害時に、地域において近隣の住民が互いに協力し合う共助の中核となる自主防災組織は重要と認識しております。

自主防災組織の活動のカバー率は、平成29年4月1日現在、本道は56%となっており、全国平均の83%と比べて27ポイント下回っているところでございます。

道といたしましては、これまで、啓発資料を作成いたしますとともに、市町村の担当者に対して助言等を行ってきたほか、自主防災組織の活動経費や資機材等の購入につきまして、地域づくり総合交付金により支援するなどの取り組みを進めており、引き続き、自主防災組織の普及啓発に努めてまいります。

○中川浩利委員 ただいま、自主防災組織率について伺いましたけれども、自主防災組織については、その中身にもいろいろと課題があるというふうに伺っておりますので、その点については、今後、改めて聞いていきたいというふうに思っております。

次に、住民の避難先となる避難場所や避難所の指定の状況について伺います。

○加納危機対策課長 避難場所などの指定についてであります。災害の危険から住民の生命や身体を守るためには、日ごろから、住民が、避難する場所や避難ルートなどを理解しておくことが大切と認識しております。

このため、市町村は、災害対策基本法に基づき、住民等が緊急に避難する避難場所や、被災者が一定期間滞在する避難所につきまして、安全性などを考慮の上、あらかじめ指定することになっており、道では、昨年度、指定がおくれている市町村を訪問するなどして、避難所等の指定手続が早期に完了されるよう、情報提供や支援に努めてきたところであります。本年9月末時点

で、道内の全ての市町村で指定手続が完了しております。

○中川浩利委員 次に、私立高等学校等の耐震化について伺いますが、道内の私立学校については、幸いにも、学校施設が倒壊するといった大きな被害はなかったものの、地震、停電の影響で施設や設備が損傷するなど、さまざまな被害報告があったと承知をしております。

学校施設は、児童生徒が日常生活の大半を過ごす生活の場であるとともに、災害発生時には、地域住民の大切な命を守る避難所にもなることから、その安全性を確保することは、全ての学校施設が備えるべき基本的な条件だと考えるところであります。

しかしながら、少子化による生徒数の減少など、学校法人の経営環境が非常に厳しい状況の中、学校施設の耐震化に当たっては、多大な経費負担が課題となっており、とりわけ、本道の私立学校の耐震化率は、全国平均を下回っている状況にあると伺っていますが、できるだけ早く、校舎の耐震化や老朽化した校舎の解消を進める必要があるというふうに考えております。

そこで、道内の私立高等学校等において、耐震化が完了していない学校はどの程度残っているのか、また、耐震化率は、全国の私学と比べてどのような状況にあるのか、伺います。

○藤川雅司副委員長 学事課長所健一郎君。

○所学事課長 私立高等学校等の耐震化についてであります。平成29年4月1日現在、耐震化が完了していない学校は、中学校で1校、2棟、高等学校で29校、74棟あり、耐震化率は71.6%となっております。

また、小学校につきましては、全ての学校において耐震化が完了しております。

全国の耐震化率は88.5%であり、本道の耐震化率は、全国と比較して低い状況でございます。

○中川浩利委員 依然として、本道の耐震化率は、全国の私学と比べて低い状況にあるということでありましたが、耐震化が完了していない学校施設については、まず、耐震性を有する建物かどうかを確認するために、耐震診断を実施することが先行されるべき課題というふうに考えております。

そこで、私立高等学校等の耐震診断の促進に向けた道のこれまでの取り組みについて伺うとともに、耐震化が完了していない私立高等学校等のうち、耐震診断が未実施となっている学校はどのぐらいあるのか、あわせて伺います。

○所学事課長 耐震診断に関する取り組みなどについてであります。道では、私立学校の耐震化を促進することを目的とし、平成26年度から、耐震診断を行う学校法人に対し、1棟当たり150万円を上限とする補助制度を創設の上、その積極的な活用について働きかけてきたほか、各種会議などを通じ、国などの助成制度の活用について周知するなど、各私立学校が耐震診断を実施できるよう取り組んできたところでございます。

また、耐震診断が未実施となっている学校については、平成29年4月1日現在、小中学校においては、全ての学校が実施済みとなっております。高等学校においては、12校、26棟が未実施となっていることから、耐震診断の実施率は77.6%となっております。

○中川浩利委員 道では、平成26年度から、私立学校施設耐震診断事業費補助金を創設の上、耐

【第1分科会 11月13日 第5号】

震診断を行う学校法人等に対し、その経費の一部を補助しておりますが、この補助制度は、これまで、どのぐらいの学校に利用されてきたのか、補助実績の推移についてお伺いをいたします。

○**所學事課長** 耐震診断事業の補助実績についてであります。補助金が交付された学校は全て高等学校であり、平成26年度が2校、6棟で約900万円、平成27年度が1校、1棟で約100万円、平成28年度が2校、2棟で約220万円の補助金を交付しており、平成29年度における活用実績はなかったところでございます。

○**中川浩利委員** 今までの答弁によりますと、私立学校の耐震化率が全国より低い中で、しかも、耐震診断すらしていない学校が少なくないとのことでもあります。

さらには、補助制度があるにもかかわらず、利用実績が少ないのではないかとというふうに考えますが、これらに関する原因や課題について、どのように認識をしているのか、伺います。

○**藤川雅司副委員長** 法務・法人局長村井篤司君。

○**村井法務・法人局長** 耐震化率などに対する認識についてでございますが、耐震化が完了していない29校のうち、既に耐震化工事や取り壊しが計画されているものが7校あり、これ以外の高等学校等におきましては、少子化の進行に伴い、児童生徒数が減少し、経営環境が大変厳しい状況のため、耐震化がおこなわれているものと認識しております。

これらの学校について、個別の状況を調査いたしましたところ、校舎改築や移転などを見据え、直ちに取り組めないものが8校、一部校舎等の耐震化工事を実施済みであり、残りの校舎について検討中としているものが4校、事業費のめどが立っていないものなどが10校となっているところであります。

また、耐震診断に対する補助制度につきましては、平成29年度まで、補助対象となる施設を、非木造かつ面積が200平方メートル以上または2階建て以上の建物としていたことが、利用低迷の要因の一つと考えているところでございます。

○**中川浩利委員** このたびの地震を踏まえますと、学校施設の耐震化が喫緊の課題であることは言うまでもないことでもあります。

しかしながら、多額の費用を要する耐震化工事については、少子化が進む中での将来的な経費負担あるいは校舎等の改築時期も見据えながら、慎重な対応となっている、そういった学校も多いということであり、このような学校においては、耐震診断自体を回避することもあるのではないかと懸念するところであります。

このため、耐震化を促進するには、耐震診断に対する支援とともに、耐震診断後の耐震化工事に対する支援も欠かせないと考えますが、道としては、今後、どのように取り組んでいくのか、所見を伺います。

○**村井法務・法人局長** 今後の取り組みについてでございますが、私立学校の耐震化は、設置者である学校法人がみずからの判断により行うものでございますが、学校施設は、子どもたちが一日の大半を過ごす、学習、生活の場でありますことから、道といたしましては、平成30年度から、新たに、耐震補強工事に対する補助制度を創設いたしましたほか、耐震診断に対する補助制

度では、補助対象に木造を追加するなどの拡充を行っております。

今後は、各学校法人に対して、これらの事業の活用を積極的に促し、子どもたちが安心して学べる環境の確保に取り組んでまいります。

○中川浩利委員 ここまで、本道の防災の備えについて、さまざまな観点から、自治体関連あるいは地域防災、私立学校の耐震化などについて伺ってまいりましたけれども、残念ながら、取り組みとして、なかなか十分とは言えない部分も明らかになったわけであります。

そこで、道のこれまでの取り組みについての認識と、今後、防災対策をどのように強力に進めていこうとするのか、見解をお伺いいたします。

○藤川雅司副委員長 総務部危機管理監橋本彰人君。

○橋本総務部危機管理監 今後の防災対策についてであります。道では、一昨年熊本地震、さらには、本道における大雨災害などを踏まえ、災害時に、現地で応急対策を担うこととなる市町村の防災機能の強化を初め、関係機関の連携協力、道民の皆様方への防災思想の普及啓発などについて、防災関係機関と連携し、重点的に取り組んできているところであります。

このたび設置をいたしました、胆振東部地震における災害対応に関する検証委員会では、被災した市町村の行政機能や地域住民の行動のほか、公共施設の被害などについて、さまざまな観点から、これまでの取り組みも含めて検討の上、課題などを抽出し、今後の対応の方向性について提言することとなっておりますことから、道といたしましては、こうした検証結果を踏まえ、各種施設の耐震化も含め、本道の防災対策のさらなる強化を図ってまいります。

○中川浩利委員 ぜひ、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、質問の項目としては最後になりますが、私学助成について伺ってまいります。

今ほど伺った胆振東部地震の被災者の中には、私立学校に通学する生徒がいる家庭もあるということですが、そういったことにかかわらず、家庭の経済的事情に大きく左右されることなく、私学の生徒が安心して学校生活を送れるように、保護者の負担軽減などを図ることは、日ごろからの重要な課題であります。

そこで、私学助成に関して、特に、通っている生徒への支援について伺ってまいりたいというふうに思いますが、まず、実態把握として、経済的な理由により、3カ月以上、授業料を滞納している生徒数、そして、経済的な理由による中途退学者はどのような状況になっているのか、過去5年のそれぞれの推移について伺います。

○所學事課長 授業料滞納者等の推移についてであります。経済的な理由により、3カ月以上、授業料を滞納している生徒数は、平成25年度が958人、平成26年度が943人、平成27年度が783人、平成28年度が853人、平成29年度には723人となっており、増減はあるものの、平成25年度に比べて235人減少し、全体の生徒数に占める割合は、3.2%から2.4%へと0.8ポイント減少しているところでございます。

また、経済的な理由による中途退学者につきましては、平成25年度が15人、平成26年度が9人、平成27年度が7人、平成28年度が5人、平成29年度には9人と、こちらも増減はあるもの

【第1分科会 11月13日 第5号】

の、平成25年度に比べて6人減少しており、全体の生徒数に占める割合は、0.05%から0.03%へと0.02ポイント減少しているところでございます。

○中川浩利委員 次に、経済的な理由により、学び続けていくことが困難な方々が依然おられるということではありますが、授業料に対する負担軽減策は、国、道でそれぞれどのような制度となっているのか、お伺いいたします。

○所學事課長 授業料の負担軽減についてでございますが、道では、所得が一定の水準を下回る世帯に対して、国の就学支援金と道の授業料軽減補助金を組み合わせることにより、授業料の負担軽減を図ってきており、就学支援金につきましては、年収が250万円未満程度の世帯については月額で2万4750円、年収が350万円未満程度の世帯については月額で1万9800円、年収が590万円未満程度の世帯については月額で1万4850円、年収が910万円未満程度の世帯については月額で9900円を支給しているところでございます。

また、授業料軽減補助金につきましては、年収が250万円未満程度の世帯については月額で6500円、年収が350万円未満程度の世帯については月額で7000円を、就学支援金に上乗せして支給しているところでございます。

○中川浩利委員 ただいま答弁にあった支援制度について、平成29年度における支給実績を伺います。

○所學事課長 平成29年度における支給実績についてでございますが、国の就学支援金につきましては、全日制の私立高校で対象となっている生徒は、年収が250万円未満程度の世帯区分で5116人、年収が350万円未満程度の世帯区分で3390人、年収が590万円未満程度の世帯区分で7058人、年収が910万円未満程度の世帯区分で7697人となっており、合わせて2万3261人に対し、約44億9591万円を支給したところでございます。

また、道の授業料軽減補助金につきましては、年収が250万円未満程度の世帯区分で5145人、年収が350万円未満程度の世帯区分で3386人となっておりまして、合わせて8531人に対し、約6億2724万円を支給したところでございます。

○中川浩利委員 今、授業料を対象にした負担軽減策について伺いましたが、実際には、授業料などの納付金のほかにも、必要となるさまざまな経費があるということで、特に、所得の低い家庭においては大きな負担となっているものと考えております。

道においては、このような家庭に対し、授業料以外の経費の負担軽減として、平成26年度から、奨学のための給付金が実施されていると承知をしておりますが、どのような制度となっているのか、伺います。

○所學事課長 奨学のための給付金についてでございますが、この制度は、授業料以外の、教育に必要な経費の負担軽減を目的としており、生活保護受給世帯と、住民税所得割が非課税である世帯を支給対象としているところでございます。

また、支給額につきましては、全日制の私立高校で、生活保護受給世帯が1人当たり年額で5万2600円、住民税所得割が非課税である世帯については、家族構成に応じ、第1子は年額で8万

9000円、第2子以降は年額で13万8000円を支給しているところでございます。

○中川浩利委員 この制度について、平成29年度の支給実績を伺います。

○所學事課長 平成29年度における支給実績についてであります。通信制の私立高校等の対象生徒も含めまして、生活保護受給世帯の生徒が1170人、住民税所得割が非課税である世帯の生徒が4693人となっており、合わせて5863人に対し、約4億9637万円を支給したところでございます。

○中川浩利委員 これまで答弁をいただいたように、道としては、さまざまな施策を講じているということではありますが、道の施策による効果をどのように認識しているのでしょうか、見解を伺います。

○村井法務・法人局長 施策の効果に対する認識についてでございますが、道としては、経済的な理由により修学が困難となることは、望ましいことではないと考えておりました。これまでも、所得が一定水準を下回る世帯に対し、教育に必要な経費の負担軽減に努めてきたところでございます。

道が従前から実施してきた授業料軽減補助制度に、平成22年度から、国の就学支援金制度を加えますとともに、平成26年度には、給付型の奨学のための給付金制度を創設し、教育に必要な経費の負担軽減を図るなど、修学支援の充実に努める中、過去5年間における授業料滞納者と中途退学者は、平成25年度と比べ、いずれも減少しており、これらの修学支援策は一定の効果があったものと認識をしております。

○中川浩利委員 これまで、中途退学者の推移、授業料等に対する負担軽減施策とその利用状況、あるいは、それに対する道の認識について、るる伺ってまいりましたけれども、公立高校、私立高校の区別なく、全ての子どもたちが安心して学ぶことができる環境を整えていくことが求められているというふうに考えております。

今後、道として、私立高校に通学する生徒の保護者負担の軽減にどのように取り組んでいくのか、所見をお伺いいたします。

○中野総務部長 今後の取り組みについてでございますが、私立学校は、公教育の一翼を担い、本道の教育において大きな役割を果たしておりますことから、そこで学ぶ、北海道の未来を担う生徒たちが、経済的な理由で修学の機会を損なうことがないように、道におきましては、これまで、就学支援金や授業料軽減補助金などによりまして、家庭の経済的負担の軽減に努めてきたところでございます。

今後とも、厳しい財政状況のもとではございますけれども、授業料実質無償化といった国の施策とか経済の動向なども踏まえながら、修学環境の整備に努めてまいります。

○中川浩利委員 今ほど、部長より、道としても家庭の経済的負担の軽減に努めてきたという答弁がありました。こうした制度によって救われている家庭が本当に多くあると私も思っているわけでありまして。

一方で、少ない割合ではあります。残念ながら、いまだ、経済的理由による中途退学者も依

然としているわけでありまして、低い割合であることをもってよしとしてはいけないというふうに思うわけでありまして。

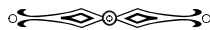
北海道の未来を担う、こうした皆さんをどう救っていくのかについて、まだまだ議論が深まっていないと存じ上げますので、改めて知事にもその考えをお伺いしたいというふうに思います。委員長のお取り計らいをお願いし、私からの質問を終えます。

ありがとうございました。

○藤川雅司副委員長 中川委員の質疑は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時59分休憩



午後1時2分開議

○道見泰憲委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務部所管にかかわる質疑の続行であります。

吉田祐樹君。

○吉田祐樹委員 まず初めに、北方領土問題について質問をさせていただきます。

北方領土隣接地域の振興事業については、これまで北方基金の運用益を活用してまいりましたが、本年の通常国会における北特法の改正を受け、さきの第3回定例道議会において、北方基金の原資を活用できるように条例改正を行い、来年度からの振興事業などに対する大幅な支援の拡充が可能となったところでございます。

一方、昨年度においては、北方基金の運用益のみを活用して、隣接地域の振興対策を行ったところでありますが、限られた運用益をどのように活用したのか、その事業実績を伺うとともに、成果をどのように認識しているのか、まず伺います。

○道見泰憲委員長 北方領土対策課長中島竜雄君。

○中島北方領土対策課長 北方基金の事業実績についてでございますが、平成29年度においては、ウニやホッキの種苗放流などの水産資源増大対策に8220万円、ポー川史跡自然公園整備事業など教育・文化施設整備に2150万円、「北方領土の日」特別啓発などの啓発事業に1248万円、元島民の方々の各種活動を支える援護事業に1351万円、総額で1億2969万円の補助事業を実施したところでございます。

限られた運用益を、最大限、有効活用する観点から、北方領土隣接地域の市町や関係団体とも調整をしながら、こうしたさまざまな事業に対する支援を行ったところでありまして、水産業を初めとする隣接地域の振興や、北方領土の返還要求に向けた啓発・援護対策の推進に向けて、一定の成果があったものと考えております。

以上です。

○吉田祐樹委員 北方領土返還の実現に向け、これまで、政府がロシアとの外交交渉に取り組ん

できておりますが、困難な外交交渉を強力に進めるためには、外交交渉を支える国民世論の喚起が不可欠であります。

道は、昨年度、道民世論や国民世論を盛り上げるために、どのような啓発事業に取り組んだのか、その取り組み実績と成果について伺います。

○中島北方領土対策課長 啓発事業に係る取り組み実績についてでございますが、道では、これまで、毎年8月の北方領土返還要求運動強調月間や、1月から2月にかけての「北方領土の日」特別啓発期間において、全道的な取り組みを展開しているほか、根室管内の1市4町や関係団体と連携して、東京都内でのアピール行進など、全国的な取り組みを行っているところでございます。

昨年度は、そうした世論喚起の取り組みに加えまして、さっぽろ雪まつりなど、道内における集客力の高いイベントを活用し、啓発ブースの出展やイメージキャラクターによるステージイベントなどを実施したところでございます。

道といたしましては、こうした啓発事業を通して、幅広い年齢層の、領土問題に対する理解の促進と、返還要求運動の裾野の拡大が図られたものと考えております。

以上です。

○吉田祐樹委員 道は、これまで、ふるさとである北方四島を追われた元島民の方々の気持ちに寄り添って、元島民の方々の援護に努められてきたところでありますけれども、日ロ政府間では、一昨年末の首脳会談において、元島民の四島往来にかかわる改善について合意し、その後、飛行機を使った特別墓参等が行われてきております。

道として、元島民の方々の四島往来の改善について、どのような取り組みを行ってきたのか、取り組み内容と成果について伺います。

○道見泰憲委員長 共同経済活動担当課長山田哲史君。

○山田共同経済活動担当課長 元島民の四島往来に係る取り組みと成果についてでございますけれども、高齢化が進む元島民の往来に係る改善の取り組みは、一昨年の日ロ首脳会談で合意されまして、道といたしましても、航空機を利用した墓参あるいは追加的な出入域地点の設置など、元島民の身体的負担の軽減策を政府に要請するとともに、その実現に際しましては、必要な協力を行ってきたところでございます。

道が実施する北方墓参につきましては、訪問機会の確保のため、昨年度から、実施回数を1回ふやして年に3回としたほか、今年度におきましては、出発式の簡素化による時間の短縮や、徒歩による島内移動に係る補助器具を用意するなど、参加者の負担軽減に努めてきているところでございまして、これらの取り組みに対し、参加者から感謝の声もいただいたところでございます。

一方、希望する墓地への訪問が、外交当局間の調整ができず、実現しないという事案もございまして、道といたしましては、今後とも、千島齒舞諸島居住者連盟などと相談しながら、国に要望を行うなど、元島民の四島往来の改善に努めてまいる考えでございます。

○吉田祐樹委員 本年5月にモスクワで行われた日ロ首脳会談で合意した航空機による特別墓参は7月に実施され、北方四島での共同経済活動に係る事業者中心のビジネスミッションについては、7月または8月をめどに実施する予定でしたが、悪天候の影響で8月の実施は断念したものの、10月に実施されました。

本年9月の東方経済フォーラムでの日ロ首脳会談では、共同経済活動に係る5件のプロジェクト候補の実施に向けたロードマップを承認し、プロジェクトの実施に向けた作業を速やかに進めることで一致し、また、安倍総理からは、元島民の方々の自由な往来に向けたさらなる改善を働きかけたと聞いております。

この東方経済フォーラムでは、プーチン大統領から、前提条件なしで日ロ平和条約の年内の締結という提案があり、報道によれば、11月中旬にシンガポールで行われる東アジア首脳会議や、11月30日から12月1日にアルゼンチンで行われるG20首脳会議において、次回の日ロ首脳会談を行う方向で調整しているとのこととあります。

道は、このような交渉の状況の中、今後、北方領土問題の解決に向けてどのように取り組んでいくのか、伺います。

○道見泰憲委員長 総務部長中野祐介君。

○中野総務部長 北方領土問題の解決に向けた取り組みについてであります。一昨年の日ロ首脳会談で合意をされた共同経済活動とか、元島民による墓参事業の改善などにつきましては、日ロ両国間での協議が進められ、一定の前進が見られるところではありますけれども、本年9月の東方経済フォーラムにおけるロシア・プーチン大統領の発言を受けまして、道内の関係者の方々からは、北方領土問題の解決に向けた今後の展開に不安の声も聞かれるところでございます。

道といたしましては、近々開催される東アジアサミットにおける日ロ首脳会談に向けまして、千島歯舞諸島居住者連盟と根室管内の1市4町で構成する北方四島連絡調整会議を開催するなどして、意見を取りまとめた上で、今月1日から2日にかけて、北方領土問題の早期解決、元島民の往来の改善、さらには、共同経済活動の実現を通じた信頼関係の醸成などについて、国に対して緊急要望を行ったところでございます。

道といたしましては、今後とも、一日も早い北方領土の返還及び平和条約の締結に向けまして、外交交渉の動向を注視しながら、関係団体などと連携して、国民世論の一層の喚起とか、国への強力な要請活動などに引き続き取り組んでまいりたいと考えてございます。

○吉田祐樹委員 次に、職員の確保について質問させていただきます。

若年人口の減少などの影響で人手不足が深刻化しており、道でも、近年、新規採用職員の確保は厳しい状況と聞いております。

道では、職員の確保に向けて、これまでどのような取り組みを実施してきたのか、まず伺います。

○道見泰憲委員長 人事課長猪口浩司君。

○猪口人事課長 これまでの取り組みについてであります。道では、多様な人材を確保するた

め、平成25年度から、試験日程の早期化や、人物重視型の試験制度への移行を図りますとともに、学生などへの採用セミナーやインターンシップなどの取り組みを通じ、道庁の役割や仕事の魅力などへの理解を促進し、受験者の確保に取り組んできています。

また、合格者に対しましては、合格者の発表直後に行うガイダンスに加え、今年度からは、内定者交流会を開催するなど、採用者を確保するための取り組みを強化しているところでございます。

○吉田祐樹委員 道の事務系採用試験のここ数年の採用動向や辞退率などはどのようになっているのか、職員の確保に向けたこれまでの取り組みは、ことしの採用等にどのような効果があったと認識しているのか、伺います。

○猪口人事課長 採用者数や取り組みの効果についてであります。毎年2回実施している、大学卒業程度の者を対象とした試験のうち、5月実施分に係る過去5年間の採用者数と辞退率は、平成25年度が、採用者数は85人、辞退率は19.0%、同様に、平成26年度が97人、37.0%、平成27年度が117人、58.8%、平成28年度が136人、62.9%、平成29年度が140人、64.2%となっております。

道の採用試験は、多くの受験者を確保するために、他の公務員試験より早い時期に実施しておりまして、民間企業や他の自治体などとの併願者が多く、合格者の辞退率は高水準となる傾向がありまして、ここ2年間は、辞退率が6割を超える状況にありますが、地方公務員採用試験の受験者数が全国的に減少傾向にある中、道の今年度の受験者数は1709人で、平成17年度以降で最多となるとともに、この試験の合格者の11月1日時点における辞退率が57%程度と、昨年を少し下回る見込みもありますことから、これまでの取り組みによる一定の成果があったものと考えているところでございます。

○吉田祐樹委員 今年度の採用辞退率も57%程度と、相変わらず高いわけでありましてけれども、辞退率の改善のために、道の競合相手や辞退に至った原因を押さえた上で、対策を立てる必要があると考えます。

辞退者は、最終的にどのようなところに就職しているのか、なぜ道以外に就職したのかについて、道はどのように分析しているのか、伺います。

○猪口人事課長 辞退者の動向についてであります。今年度の試験では、11月1日現在、最終合格者の357人に対し、保留者を含め、204人が辞退する見込みとなっており、辞退者の就職先別では、国や大学法人が32%、札幌市が32%、大学院進学などが14%、道内の市町村が10%、道外の自治体が9%、民間企業などが3%となっております。

辞退者へのアンケートの結果では、他の就職先のほうが魅力的であると感じた点として、「仕事内容」を挙げる回答が最も多く、「転勤がない」と同じく5割近くを占めており、道の仕事の魅力などがまだまだ十分に浸透していないことが課題と認識しております。

また、これまでの取り組みにより、受験段階で、おおむねの第1志望先を決めて受験する者が多いことも明らかになってきたことから、道の仕事のやりがいや魅力を伝えていく取り組みを、

早い時期から継続的に行っていくことが効果的であると考えているところでございます。

○吉田祐樹委員 道の採用辞退者の多くが、就職先として、国や市町村を選択するケースが多いとのことでありますけれども、その就職先である国や市町村の辞退率はどのような状況にあって、職員確保のためにどのような取り組みを行っているのか、伺います。

○猪口人事課長 市町村や国の採用辞退率についてでございますが、道と同じ大学卒業程度の試験に関して、平成28年度の総務省の全国調査によりますと、市の平均辞退率は19%、町村は11%であります。

一方、国家公務員につきましては、平成28年度の人事院の調査によりますと、旧国家上級職である国家総合職の辞退率は49%となっております。業務の対象となる行政エリアが広域化するほど、辞退率が高まる傾向にあるものと考えているところでございます。

また、人材確保の取り組みとしまして、国家公務員では、中央省庁の仕事ぶりを見学し、職員と意見交換を行う霞が関OPENゼミを実施しているほか、地方自治体のうち、例えば、福岡県では、志望者の掘り起こしのための、早い年次の学生向け説明会の開催や、最終合格者との面談による悩みの解消などを行っておりまして、学生との距離を縮め、職場の魅力の発信に注力する取り組みが多く見られるところでございます。

○吉田祐樹委員 道の採用辞退率は依然高い水準であるわけでありまして、道政を担う人材の確保に引き続き重点を置いて取り組まなければならない状況と考えます。

道は、職員採用に関する現状をどのように考えているのか、伺います。

○猪口人事課長 職員採用の現状についてでございますが、道における近年の行政職の採用試験においては、辞退率が高い傾向にはあるものの、受験者の総数は安定的に確保しておりまして、また、過去5年間の採用予定数の合計の1444人に対して、採用数の合計は1474人と、必要な人数を確保できているところでございます。

しかしながら、全国的にも、地方公務員の受験者数が減少傾向にありますことから、有為な人材の確保に向け、不断の見直しを行いながら、継続的に、道庁の魅力の発信などの取り組みを行うことが必要と考えているところでございます。

○吉田祐樹委員 人材確保の面でライバルとなる国や市町村とは異なる、北海道ならではの人材確保策が求められると思いますが、道は、優秀な人材を確保するために、今後、どのように取り組む考えか、伺います。

○道見泰憲委員長 人事局長佐藤則子君。

○佐藤人事局長 今後の取り組みについてでございますが、今年度から、インターンシップに参加した学生に対してアンケートを実施したところ、参加して初めて道の仕事の魅力がわかった、道職員を目指したいとの意見が多数寄せられたことから、道を就職先の第1志望として選択していただくためには、受験前の早い段階から、広域行政を担当する道として、広範囲な政策を立案して展開するという、仕事のやりがいや魅力を学生に浸透させる取り組みを継続的に行っていくことが、優秀な人材の確保を図る上で、より有効であると分析しているところでございます。

このため、今後は、大学などの教育機関との連携をさらに深め、採用セミナーやインターンシップなどの機会を活用し、仕事内容の理解の促進と効果的な発信を行うとともに、人事委員会が昨年設置しました、採用試験に関する検討会に参画し、より効果的な試験の実施方法などの検討を進め、将来の道政運営を担う優秀な人材の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○吉田祐樹委員 次に、技術系職員の確保について伺いますけれども、公務員獣医師は、全国的に不足しておりまして、道でも多くの欠員を抱えていると聞いております。

酪農大国・北海道において、獣医師が果たす役割は大変重要であると考えますが、道庁で働く獣医師の欠員の状況について伺います。

○猪口人事課長 獣医師の欠員の状況についてであります。獣医系大学の学生が、ペットなどの小動物臨床を目指す傾向が強いことなどの影響を受け、全国的に、公務員獣医師の確保が難しい状況にあります。

道におきましても、家畜保健衛生所や食肉衛生検査所などに配置が必要な獣医師数は、平成28年4月1日現在で535人に対し、58人の欠員、29年度は、536人に対し、70人の欠員、30年度は、535人に対し、75人の欠員となっているところでございます。

○吉田祐樹委員 次に、土木技術職員の状況についても伺いますけれども、全国的に、台風や地震による災害が相次いで、災害復旧業務を担当する土木技術者の需要が高まる中、道内でも、胆振東部地震の発生により、これまでも増して土木技術者が求められる状況になっております。

道においても、土木技術職員の確保は急務であると考えますが、現在の状況について伺います。

○猪口人事課長 土木技術職員の状況についてであります。近年頻発する災害への対応などにより、全国的に建設土木技術者が不足する中、道におきましても、十分に確保できない状況が続いておりまして、各部局に配置が必要な建設土木職は、平成30年4月1日現在で1041人に対し、20人の欠員となっているところでございます。

○吉田祐樹委員 獣医師や土木職員など技術系職員の確保に向けて、これまで、どのような取り組みを行ってきたのか、また、今後、どのように取り組んでいくお考えか、伺います。

○佐藤人事局長 技術系職員の確保に向けた取り組みについてでございますが、道では、獣医師の確保に向けて、これまで、給与格付の見直しなど、給与面での処遇改善を行うとともに、採用試験に関し、受験年齢制限の引き上げや、年間を通じた募集を行うなどの見直しを行ったところでございまして、建設土木職につきましても、昨年度から、従来の試験に加え、筆記試験による専門試験にかえて、面接により専門性を確認する新たな試験を導入し、より受験しやすい制度に改正したところでございます。

さらに、道内外の学生に対し、大学などの学校訪問や就職セミナー、インターンシップなどを通じ、道庁の技術職員の仕事の魅力、やりがいなどをPRしているところでございます。

今後は、こうした取り組みをさらに充実させていくとともに、獣医師に関して、本年の人事委

員会勧告に基づく初任給調整手当の引き上げの検討を行うほか、女性職員が安心して働き続けられる職場環境づくりを進めるなど、関係部が一体となって、必要な技術職員の確保に一層取り組んでまいる考えでございます。

○吉田祐樹委員 社会全体が人材不足に陥っている状況の中で、道において、採用辞退者の高どまりや、獣医師、土木職員の不足といった課題にどう対応していくか、今後、どのようにして優秀な人材を確保していくかは、大変重要な政策課題であると考えます。

道は、今後、人材確保にどのように取り組んでいくのか、最後にお伺いして、質問を終わりたいと思います。

○道見泰憲委員長 総務部職員監山岡庸邦君。

○山岡総務部職員監 今後の人材確保に向けた取り組みについてであります。道では、これまで、優秀な人材の安定的な確保に向けまして、人物重視型への移行や日程の早期化など、試験制度の見直しに加えて、住環境の充実、給与面での処遇改善など、勤務条件の整備、さらには、就職説明会や合格者ガイダンスの開催など、受験者への積極的な情報発信といった、さまざまな取り組みを行っておりますが、今後とも、こうしたそれぞれの取り組みを総合的に推進するとともに、それぞれの効果を確認しながら、不断に見直しを行い、有為な人材の確保につなげてまいる考えでございます。

また、技術系職員の確保につきましては、職種ごとに違いがあるそれぞれの事情や背景に対応した試験制度、勤務条件を整備していくとともに、将来の受験者となる学生などに対して、道の仕事のやりがいや魅力を丁寧に説明していく、そうした努力をさらに続けてまいる考えでございます。

以上です。

○吉田祐樹委員 終わります。

○道見泰憲委員長 吉田(祐)委員の質疑は終了いたしました。

赤根広介君。

○赤根広介委員 それでは、通告に従いまして、まず初めに、財政運営に関して、道税についてお伺いいたします。

平成29年度の道税収入済み額は6141億6600万円と、前年度を約103億円上回り、不納欠損額も3億7000万円ほど減少しております。

税務当局の皆様のご御努力に、まずは心から敬意を申し上げます。初めに、過去5カ年の不納欠損額の推移及びその事由についてお伺いいたします。

○道見泰憲委員長 税務対策担当課長平井恵子君。

○平井税務対策担当課長 不納欠損額の推移についてでございますが、平成25年度は18億5000万円、平成26年度は16億円、平成27年度は12億9000万円、平成28年度は13億円、平成29年度は9億2000万円となり、平成25年度と比較して約5割の減となったところでございます。

また、不納欠損処理につきましては、地方税法の規定に基づきまして、差し押さえる財産がな

い場合や生活困窮である場合、さらには、所在や財産がともに不明である場合に限り、滞納処分の停止を行い、原則として、これらの状況が3年間継続した場合に行っているところでございます。

以上でございます。

○赤根広介委員 平成25年度と比較して約5割の減ということで、成果が上がってきていると受けとめさせていただきますが、不納欠損を生じさせないためにどのような対策を講じているのか、伺います。

○平井税務対策担当課長 不納欠損額の縮減についてでございますが、不納欠損額の縮減は、税負担の公平を図る観点からも重要であると認識しており、その縮減を図るためには、滞納処分の停止の事由に該当する前に納税していただくことが必要であると考えているところでございます。

このため、道税の滞納が発生したときは、できるだけ早期に滞納者に接触して、自主納税を促すとともに、これによりがたい場合には、財産や生活の状況などの調査を行い、預貯金や給与の差し押さえなどの滞納処分を行っているところでありまして、今後とも、より一層厳正な滞納整理と適切な不納欠損処理に努めてまいります。

○赤根広介委員 次に、自動車税についてお伺いいたしますが、我が会派では、昨年第2回定例会におきまして、全国と比較して低い自動車税の納期内納税率について、埼玉県での取り組みを引き合いに出しながら、納税率向上を促したところでありまして、

道では、早速、今年度から自動車税スマイル納税キャンペーンを実施されたと承知しておりますが、この効果についてお伺いいたします。

○平井税務対策担当課長 自動車税スマイル納税キャンペーンについてでございますが、このキャンペーンは、納期限までに自動車税を納付した方が、キャンペーンに登録した応援店で領収書を提示すると、特典サービスが利用できる仕組みであり、今年度は、10事業者、198店舗に応援店として御協力いただいたところでございます。

自動車税の納期内納税の推進に向けましては、各種媒体を活用した広報や、企業などへのポスターの掲示依頼などを行いましたが、今年度初めてこのキャンペーンを実施した結果、自動車税の納期内納税率は、昨年度を1.5ポイント上回る77.1%となったところでありまして、一定の効果があつたものと考えているところでございます。

以上でございます。

○赤根広介委員 一定の効果があつたということではありますが、納期内納税率はまだ77.1%でございます。引き続き、このキャンペーンの魅力の向上について、繰り返すことによって周知も広がっていくと思っておりますので、ぜひ、不断の見直しに取り組んでいただきたいと思います。

また、自動車税は、納期が非常に限定的ですので、税金の中でも特殊な税の一つでありますけれども、ほかの税にもこういったものが応用できないかなど、そんなこともぜひ随時検討していただければと指摘いたします。

【第1分科会 11月13日 第5号】

次に、不動産の売り払い収入についてお伺いいたします。

平成29年度の予算額は5億5600万円となっていますが、決算額は約4億4000万円と、1億1600万円少ないわけであります。

売り払い対象物件はどのようなものなのか、また、売却実績がどのようになっているのか、あわせて伺います。

○道見泰憲委員長 財産活用担当課長野崎直人君。

○野崎財産活用担当課長 不動産売り払い対象物件についてでございますが、道が保有する未利用地のうち、処分するものとしている、総務部が所管する公宅跡地や庁舎跡地などにつきまして、土地の境界が確定されるなど、売却の準備が整った物件や、売却の要望があるなど、需要が高いと見込まれる物件を売却することといたしまして、予算計上をしているところでございます。

平成29年度の売却実績につきましては、公宅跡地については、売却件数が16件、収入額が約3億3000万円、庁舎跡地については、売却件数が5件、収入額が約1億1000万円となっており、合わせて、売却件数が21件、収入額が約4億4000万円となったところでございます。

○赤根広介委員 ただいま、実績について御答弁をいただきましたけれども、平成29年度におきまして、売却を予定していたものの売却できなかった不動産の処理はどのようにしているのか、また、29年度末におきまして、民間への売却対象としている不動産の用途別の件数、及び、簿価で結構でありますので、その金額についてあわせて伺います。

○野崎財産活用担当課長 売却できなかった不動産の処理などについてでございますが、平成29年度におきまして、一般競争入札に付した34件のうち、売却できなかった物件は、公宅跡地が8件、庁舎跡地が10件でありまして、こうした物件は、再評価の上、改めて一般競争入札に付しているところでございます。

また、平成29年度末における未利用地のうち、処分することとしている物件は、公宅跡地については246件で、公有財産台帳の価格が約40億円、庁舎跡地については60件で、約37億円、学校跡地が24件で、約12億円、公営住宅跡地が11件で、約3億円、合計で341件で、公有財産台帳の価格が約92億円となっております。今後とも、歳入確保に向けて、未利用地の売却促進に努めてまいります。

○赤根広介委員 道財政が厳しい状況の中、売却する不動産につきましても、適切に処理をしていくことが求められるわけであります。

今、道内は、おおむね人口減少の状況にございまして、単純に考えれば、特に地方におきましては、これから空き地が多くなっていく中で、道が保有する財産を売却していくことが非常に困難な状況を迎えるというのもわかるわけであります。

一方で、全国的には、例えば、土地の今後の利活用については、政策的な意味を含めたマイナス入札という取り組みも今始まっていると承知しております。それに合うような不動産があるかどうか、この数字だけではちょっと判断できませんけれども、そういったことについても、市町

村といろいろ情報交換をしながら、可能なものが何かないかと、そんなこともぜひ検討を深めていただければと御指摘いたします。

次に、財政指標についてお伺いをいたします。

午前中にも議論があったところでありますけれども、平成29年度の決算で、実質公債費比率は21.1%、将来負担比率は322.2%と、それぞれ、0.6ポイント、6.5ポイント悪化をしているわけであります。

実質公債費比率が0.6ポイント悪化した要因として、監査委員から示された、健全化判断比率及び資金不足比率審査意見におきましては、「平成29年度の標準財政規模が、平成26年度に比べて517億円程度減少したことなどによる」とされております。

内訳といたしまして、普通交付税額で416億円の減、標準税収入額などで401億円の増、臨時財政対策債発行可能額で502億円の減となっております。

ことし3月に策定した行財政運営方針の後半期の取り組みによりますと、実質公債費比率は、平成30年度から32年度までは高い率であるものの、21.1%の水準で推移し、33年度は1.0ポイント改善することとなっておりますが、実質公債費比率の算定の分母である標準財政規模は、平成28年度、29年度と、前年度に比較して減少を続けております。

分母が大きくなり、分子が小さくならないと、実質公債費比率は低下をしないわけでありますが、標準財政規模及び基準財政需要額算入額の今後の見通しをどう立てているのか、まず伺います。

○道見泰憲委員長 資金担当課長清水目剛君。

○清水目資金担当課長 実質公債費比率についてでございますが、将来推計に当たりましては、道財政の中期展望に基づき、一定の前提条件のもとに試算をしており、算定上の分母である標準財政規模につきましては、国の名目成長率を参考に道税収入を推計しているほか、算定上の分子である道債償還費や、その償還費に係る基準財政需要額算入額については、過去の道債の発行実績などをもとに、将来の見込みを立てているところでございます。

本年9月にお示しした将来推計におきましては、道債償還費の減少に伴い、平成31年度は21.0%、32年度は20.9%、33年度は19.9%と、一時的に低下傾向にありますものの、依然、高い水準で推移する見通しとなっているところでございます。

○赤根広介委員 本道の将来負担比率は、都道府県の平均を大幅に上回り、監査委員からの審査意見では、算定要素となる将来負担額は大部分を道債残高が占めており、新規道債発行の抑制を図ることが重要と、毎年、同じような指摘をされているというふうにとらえております。

しかしながら、一般会計における歳入総額に占める道債の割合である道債依存度は、平成28年度に22.4%であったのに対し、平成29年度決算では23.3%、本年度は、3定の現計で24.1%と、やや上昇傾向にあるわけであります。

また、財政健全化判断比率の一つである、公債費の負担割合をあらわす指標の実質公債費比率も、依然として、全国で最下位の状況が続いております。

【第1分科会 11月13日 第5号】

昨年の決算認定に当たっては、「道は、引き続き、財政収支のみならず、財務体質の改善などにも十分留意し、健全な財政運営に努めながら、道民の安全、安心の実現や北海道の持続的な発展を目指すべきである。」との附帯意見がつけられております。

財務体質の改善に向け、これまで、どのように努力し、今後、どのように取り組んでいくのか、所見を伺います。

○道見泰憲委員長 財政局長森隆司君。

○森財政局長 財務体質の改善についてでございますが、道では、これまで、行財政改革に取り組んできた結果、収支不足は着実に改善してきてはいるものの、依然として、道債償還費は高い水準にあるほか、実質公債費比率は全国で最も悪い水準にあるなど、道財政はいまだ非常に脆弱な構造にあると考えてございます。

このため、道では、国庫補助金を活用した新規道債発行の抑制に継続して取り組むことに加えまして、道議会での御議論なども踏まえまして、平成29年度からの3年間におきまして、減債基金を活用した計画的な繰り上げ償還を行うこととしているところであり、今後とも、財務体質の改善につながるこうした取り組みを着実に進めてまいります。

○赤根広介委員 一気に好転するのはなかなか難しいことは重々承知しておりますので、今後とも、そういった取り組みも注視していきたいと思っておりますし、我が会派としまして、いろいろ細かい点、気づいた点について、ぜひ、皆さんと意見交換をしながら、取り組みを進めていきたいと申し上げさせていただきます。

次に、障がい者の雇用についてお伺いをいたします。

国におきましては、平成29年度の障がい者雇用数の算定に当たりまして、障害者手帳などを保有していない職員を雇用数に含めるなど、障がい者雇用率制度の対象となる障がい者の不適切な計上を行っていたことが明らかとなりまして、この間、第三者委員会を設置して、その実態について検証を行ったほか、今後、障がい者採用計画を策定し、法定雇用率の達成を図ることとしております。

道におきましては、法定雇用率を上回り、国のガイドラインに沿った障がい者雇用を行っていると、この間、御説明を受けておりますし、私も、しっかり適切に運用されていることは確認をさせていただいたところであります。

まず初めに、道における過去3年間の障がいを持つ職員数につきまして、身体障がい者、精神障がい者、知的障がい者の区別に、その状況をお伺いいたします。

○道見泰憲委員長 人事課長猪口浩司君。

○猪口人事課長 障がいを持つ職員数についてでございますが、知事部局における障がいを持つ職員の障がい別の実人員の内訳につきましては、平成28年は、身体障がい者が220名、精神障がい者が22名、平成29年は、身体障がい者が205名、精神障がい者が24名、平成30年は、身体障がい者が201名、精神障がい者が23名となっております。

また、知的障がいを有する職員はおりません。

なお、障がい者数の国への報告に当たりましては、1級から2級の重度の身体障がい者をダブルカウントするなど、決められたルールに従って算定した雇用数と雇用率について報告することとなっております。平成30年は、雇用数が326.5人、雇用率は、法定の2.5%を上回る2.66%となっているところでございます。

○赤根広介委員 現状については承知をいたしました。

そこで、通常の採用試験とは別に、障がい者に特化した試験による採用状況について伺います。

○猪口人事課長 障がい者の採用状況についてであります。道では、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨を踏まえ、身体障がい者を対象とした採用選考試験を実施しております。知事部局では、昭和56年度から昨年度までに計15回、特に、平成24年度以降は毎年度実施しております。これまで112名を採用しているところでございます。

また、今年度につきましても、9月から採用選考試験を実施しているところであり、年内に最終合格者を決定する予定です。

○赤根広介委員 これまで112名の採用ということですが、過去3年間の採用の予定者数、申込者数、合格者数、採用者数について、あわせて伺います。

○猪口人事課長 試験の申込者数などの状況についてでございますが、過去3年間の身体障がい者を対象とした採用試験は、一般行政のほか、教育行政や警察行政などの区分もあわせて実施しております。平成27年度は、全ての区分の採用予定者数の45名に対して、申込者数は46名、このうち、知事部局の採用予定者数は15名で、最終合格者数は10名、採用者数は7名、同様に、平成28年度は、全採用予定者数の28名に対して、申込者数は35名、このうち、知事部局の採用予定者数は5名で、最終合格者数は1名、採用者数は1名、平成29年度は、全採用予定者数の38名に対して、申込者数は33名、このうち、知事部局の採用予定者数は15名で、最終合格者数は7名、採用者数は4名となっております。

○赤根広介委員 知事部局におきましては、過去3年間は、いずれも採用予定者数には満たない採用の実態となっていることが明らかになったわけですが、冒頭にお伺いした障がいを持つ職員数については、平成30年度で、身体障がい者が201名、精神障がい者が23名ということがあります。

しかしながら、これまで、道におきましては、身体障がい者の方の採用試験のみを行っているということですので、精神障がい者の23名につきましては、採用後に何らかの事情により精神障がいを患われたと理解するわけがあります。

採用後に障がい者になられた方に対しては、精神障がい、身体障がいにかかわらず、そういった方々がしっかりと働ける職場環境の整備は第一義的に必要だと思いますし、そのことが採用にもつながるといふふうに思います。

もう一点、気になることとして、障がい者の法定雇用率について、本来、前提とされているのは、採用時に、法定雇用率を上回るだけの障がい者の方をいかに確保していくかということであ

ります。採用後に、やむを得ない事情で障がいを持たれた方にはしっかりと対応をしていくということでもありますけれども、ぜひ、この点もあわせて指摘をさせていただきます。

そこで、他県における取り組みについてであります。

他県では、知的障がい者及び精神障がい者を対象とした採用試験を行っているところもあると承知しておりますが、その実施の状況についてお伺いいたします。

○猪口人事課長 他県の状況についてであります。今年度の実施予定を含め、知的障がい者を対象とする採用試験は、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、鳥取県、新潟県、島根県の7都府県で、精神障がい者を対象とする採用試験は、東京都、神奈川県、鳥取県、福岡県、埼玉県、静岡県、新潟県、島根県の8都府県で実施しており、47都道府県のうち、10都府県で、知的障がい者または精神障がい者の採用試験を実施していると承知しております。

○赤根広介委員 合わせて10都府県で実施しているという事例があるわけではありますが、そのような中、道において、知的障がい者や精神障がい者を対象とした特別の採用試験を実施していない理由について伺います。

○猪口人事課長 採用選考試験の実施についてであります。道では、知的障がい者、精神障がい者を対象とする採用試験の実施について、課題などを整理するため、これまで、他都府県の状況把握や関係機関からの情報収集を行ってきたところでございます。

こうした中、知的障がい者につきましては、適している業務として、単純、軽易なものが多く、道においては業務の確保が難しいこと、また、精神障がい者につきましては、障がいの程度や特性に応じた働き方、職域の設定、採用選考試験の実施方法のあり方などの課題について、さらに検討が必要であると考えているところでございます。

○赤根広介委員 ささまざまな課題を述べられたわけではありますが、いずれにしても、国は、今、4000人の雇用という大きな方針を打ち出しております。

法定雇用率の達成に向けた、国における障がい者採用の取り組みについて伺います。

○猪口人事課長 国における障がい者採用の取り組みについてであります。国では、障がい者雇用者数の誤りが発覚した問題を受けまして、今月、公務部門における障害者雇用に関する基本方針を策定し、これに基づき、障がい者が働きやすい環境を整えるなど、雇用促進に向けた、さまざまな取り組みを進めているところでございます。

また、障がい者の採用につきましては、先月、国家公務員障害者選考試験の概要を発表し、基礎能力試験や作文試験による1次選考と、1次選考合格者を対象とする各省庁の採用面接を経て、来年3月までに最終合格者を発表することとしており、法定雇用率の達成に必要な約4000人を平成31年中に採用すると承知しております。

○赤根広介委員 ただいま、国の基本方針の策定の経過、そして今後の方針について伺いましたが、私が過去の議会議論を見たところ、最低でも5年ぐらい、ずっと、障がい者の雇用について検討しているという答弁であります。

先ほども10都府県の事例があるということでもありますので、皆さんの手元に実績とかノウハウ

などが積み上がってきているのではないかと思うわけでありまして、昨今の情勢からも、さらなる障がい者雇用に取り組むべきというふうに考えます。

さらに申し上げますと、国が新たな方針として出した中に、皆さんが12月から試行しようとしているテレワークということがあります。

道では、12月から1カ月間は本庁で、来年の2月から3月はそれぞれの振興局で試行すると伺っておりますけれども、国におきましても、例えば、通勤が困難であったり、介助が必要な障がい者の方の負担の軽減に向けて、テレワーク勤務を活用できる環境の整備を進めていくという方針を出しているわけでありまして。

道でこれから試行されるテレワークは、全職員を対象にすると聞いておりますが、せっかく行うのですから、できれば障がい者の方にも参加をしていただいて、実際にテレワークがいかに業務の負担軽減につながるかということを実感していただいたり、次の改善に生かしたりするなど、そういったこともぜひ検討していただきたいと指摘いたします。

いろいろ申し上げてまいりましたが、今後、道としてどのように障がい者雇用に取り組むのか、所見を伺います。

○道見泰憲委員長 人事局長佐藤則子君。

○佐藤人事局長 障がい者雇用についてでございますが、障がいの有無にかかわらず、個性を尊重し合いながら共生する社会の実現は重要な課題であり、また、事業主である道は、公的機関として、率先して障がい者雇用を推進する立場にあるものと認識してございます。

このため、精神に障がいのある方などの採用に関しましては、事業主として、継続的に能力を発揮していただく就業環境を整えるため、さまざまな障がいの程度や特性に応じ、勤務地、配置箇所の設定など、多岐にわたる勤務の条件を適切に設定していく必要があり、関係機関や専門家からの助言、先進事例なども参考にしながら、現在、障がい者の長期的、安定的な雇用について、検討を進めているところでございます。

知事部局としましては、障害者雇用促進法の趣旨を踏まえ、引き続き、身体障がい者を対象とした採用選考試験を継続して実施するなど、法定雇用率の遵守に向けて、計画的な取り組みを進めながら、障がい者雇用の一層の促進に取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤根広介委員 今、局長から御答弁をいただきましたが、今までの答弁の域を出ないものでしたので、いつ道庁の検討の結果が明らかになるかについては、引き続き議論をさせていただきたいと申し上げます。

そこで、1点、私は懸念しているのですが、国も平成31年中に4000人雇用するというので、全国的には、官公庁だけで1万人近い障がい者の方を雇用するような動きが急速に進んでいくのではないかと思います。そこで、これまで障がい者を雇用していただいていた民間の事業者の皆さんからは、言い方はちょっと語弊があるかもしれませんが、自社で育ててきた方が官公庁に引き抜かれる、そういったことを懸念しているというお話も伺っております。

【第1分科会 11月13日 第5号】

道におきましては、例えば、民間の事業者の職親会なんかにも障がい者雇用に一生懸命努めていただいておりますので、マッチングまでいくかどうかはわかりませんが、状況の把握とか情報の共有といったことも進めながら、行政だけが障がい者の法定雇用率を達成すればいいということじゃなくて、社会全体として障がい者雇用が進むような取り組みを、道庁が先頭に立って進めていただきたいと申し上げます。

次に、職員の健康管理について伺いをいたします。

道職員を取り巻く職場の環境は、複雑化、多様化する行政ニーズへの対応などにより、厳しさを増しているわけであります。さまざまな課題に対応し、政策を展開していくためには、職員が心身ともに健康で職務に専念できることが大変重要であります。

そうした中、疾病などにより、やむを得ず長期療養となってしまう職員も少なからずいらっしゃるということで、先ほどの質問でも、採用されてから精神障がいを患う方の数字なども出てきたわけであります。

そこで、道における長期療養者、精神疾患患者の健康管理について、何点か伺います。

まず初めに、精神の疾患で長期療養となっている職員の方は、過去3年間、どのような状況になっているのか、伺います。

○道見泰憲委員長 職員厚生課長小野寺誠司君。

○小野寺職員厚生課長 長期療養の状況についてでございますが、病気療養のため、1カ月以上の休暇を取得、または休職した職員の数は、平成27年度が282人で、うち精神疾患が179人、平成28年度が325人で、うち精神疾患が204人、平成29年度が344人で、うち精神疾患が208人となっているところでございます。

○赤根広介委員 次に、精神疾患による長期療養の原因などについて、どのように認識しているのか、伺います。

○佐藤人事局長 長期療養に対する認識についてでございますが、精神疾患の要因には、業務の負担感、職場の人間関係など、職場に関係するものや、家庭問題、健康問題など、多様なものが考えられ、それぞれの要因には個人差もあり、これら要因が複雑に影響し合っている場合があると認識してございます。

また、精神疾患による長期療養者の、職員数に占める割合につきましては、平成28年度から3年間の統計におきまして、全国の都道府県の平均が約1.2%で、道職員では約1.3%と、ほぼ同じ水準になっているところでございます。

○赤根広介委員 次に、精神疾患について、予防や早期発見、復職支援、再発防止など、どのような対応をされているのか、伺います。

○小野寺職員厚生課長 精神疾患への対応についてでございますが、道では、心の健康の保持、増進に向け、メンタルヘルス対策に取り組んでおりまして、予防対策といたしましては、心の健康に関して理解を深めるためのメンタルヘルスセミナーの開催、職員自身のストレスへの気づきを促すためのストレスチェック、働きやすい職場環境づくりについて職員同士で話し合う職場ドッ

ク事業を職場ごとに実施しております。

また、精神疾患の早期発見につきましては、精神保健医による心の健康相談を実施し、長期療養者に対しましては、職場復帰するまでの間、精神保健医や保健師の面談を継続的に行うとともに、職場復帰に際して、本庁と各振興局に設置する健康管理専門部会で、主治医の意見や療養経過などを踏まえて、職場リハビリテーションなどを実施しており、さらに、復帰後におきましても、継続した健康相談を行い、再発防止に努めているところでございます。

以上です。

○赤根広介委員 先ほども触れましたが、現在、精神障がい者が23名在職しているということがあります。

これは、障がい者の採用枠では精神障がい者を採用していないため、通常の試験で採用され、就業した後に、何らかの事情によって精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、精神障がいと認定された職員ということになるわけであります。

精神疾患を患った職員に対し、健康管理上や人事管理上、どのような配慮をしているのか、お伺いいたします。

○佐藤人事局長 職員の健康管理についてでございますが、精神疾患は、職場や家庭のストレスなど心因性によるものばかりでなく、内因性のものや、身体の疾病等による外因性のものもあり、また、それぞれの要因が相互に影響し合って、なかなか回復に至らない場合もあるため、疾患により、長期にわたり日常生活や社会生活に制限を受ける等の場合に、精神障害者保健福祉手帳が交付されるものと承知してございます。

道では、精神疾患に関しまして、予防や早期発見の取り組みに加え、職員が精神疾患を発症した場合には、治療に専念できるよう、さらには再発しないよう、職場としての必要な支援を行ってございます。

具体的には、職員が療養に専念できるよう、担当業務の軽減や配置がえ、必要に応じて、病気休暇の取得、休職の措置を行い、長期療養となった場合は、管理職員が職員や主治医と連絡をとり合い、病状、療養の状況を把握するとともに、職場に対しては、療養に協力を求めることとしてございます。

また、円滑に職場に復帰できるよう、職場リハビリテーションを活用するほか、復帰後の業務内容の見直し、配置がえなども含め、職場、人事部門、健康管理部門が連携を図り、対策を講じてございます。

さらに、再発防止に向け、精神保健医や保健師との継続した面談のほか、職員の適応状況に留意しながら、職場環境の整備に努めるなどの配慮を行っているところでございます。

○赤根広介委員 局長から、随分、御丁寧に御答弁をいただきました。採用後、職場で、さまざまな事情によって精神障がいを患ってしまった方に対しての支援ということでお答えいただきました。

いずれにいたしましても、今後、障がい者の採用を拡大していく上で、こういった取り組みも

相乗効果を生んで、職場での就労環境の改善につながっていくというふうに思いますので、引き続き、しっかりと取り組んでいただきたいと申し上げておきます。

最後になりますが、今後、職員の健康管理につきましては、メンタルヘルス対策だけではなくて、心身の健康も含めて、さらに取り組んでいく必要があると私は思います。職員監の決意をお伺いしまして、質問を終わります。

○道見泰憲委員長 総務部職員監山岡庸邦君。

○山岡総務部職員監 今後の健康管理についてであります。職員が安全かつ健康で職務に臨むことは、地域住民への貢献の前提であり、職員の健康の確保は重要な課題と認識してございます。

職員の健康の確保を進める北海道職員健康づくり計画では、まず、先ほど御答弁の中で申し上げました心の健康の保持、増進を図るメンタルヘルス対策の推進、そして、健康診断を実施し、その結果により保健指導を行う生活習慣病の発症・重症化予防、さらに、自分の健康は自分でつくるという意識を高めるための普及啓発を行うセルフケアの支援、この三つを大きな柱といたしまして、職員の健康管理に取り組んでおります。

今後とも、職員の心身の健康を確保し、勤労意欲や勤務能率の増進に向け、健康管理対策に全力で取り組んでまいります。

以上です。

○赤根広介委員 終わります。ありがとうございました。

○道見泰憲委員長 赤根委員の質疑は終了いたしました。

菊地葉子君。

○菊地葉子委員 これまでの質疑と重なる部分もありますが、通告に従って、質問させていただきます。

初めに、地方交付税と臨時財政対策債についてです。

地方財政の厳しさが増し、地方の財政的自由度が狭められることで、財政の面から、地方自治の危機、地方破壊が進んでいる状況にあります。なぜ、こうした事態に陥っているのか、決算の状況から見ていきたく、以下、何点か伺います。

まず、過去5年間の、臨時財政対策債を含めた普通交付税の総額と臨時財政対策債の発行額について伺います。

○道見泰憲委員長 資金担当課長清水目剛君。

○清水目資金担当課長 臨時財政対策債などの推移についてでございますが、普通交付税と臨時財政対策債との合計額は、平成25年度が8655億円、26年度が8264億円、27年度が7815億円、28年度が7643億円、29年度が7346億円となっており、このうち、臨時財政対策債の発行額は、25年度が1923億円、26年度が1650億円、27年度が1392億円、28年度が1138億円、29年度が1148億円となっているところでございます。

○菊地葉子委員 臨時財政対策債は、地方財源の不足に対処するため、地方財政法の特例として

発行される地方債であり、その元利償還金については、翌年度以降の基準財政需要額に全額算入されるものと承知しております。

そこで、2001年度以降これまで発行してきた臨時財政対策債に係る残高と元利償還金の推移について、過去5年間分をお伺いします。

○清水目資金担当課長 臨時財政対策債の残高などの推移についてでございますが、各年度末における臨時財政対策債の残高は、平成25年度が1兆4885億円、26年度が1兆6035億円、27年度が1兆7048億円、28年度が1兆7722億円、29年度が1兆8419億円となっているところでございます。

また、臨時財政対策債の元利償還金に係る基準財政需要額は、平成25年度が599億円、26年度が712億円、27年度が807億円、28年度が882億円、29年度が962億円となっているところでございます。

○菊地葉子委員 御答弁をいただきましたけれども、臨時財政対策債を含めた普通交付税の総額は年々減少しています。そんな中、臨時財政対策債の発行額は1000億円規模で推移し、その残高も年々増加しています。

地方交付税は地方の固有財源であり、本来、地方公共団体が臨時財政対策債を発行して一時的に肩がわりするのではなく、地方交付税として措置されるべきものと考えますが、道の見解と、これまでの国に対する道の対応についてお伺いいたします。

○清水目資金担当課長 地方交付税についてでございますが、地方財政全体の財源不足への対応につきましても、臨時財政対策債のような特例的な地方債によるのではなく、本来、地方交付税の法定率の引き上げなどにより、抜本的な対応を行うことが必要であると認識しているところでございます。

このため、道といたしましては、これまでも、全国知事会を初めとする地方6団体とも連携しながら、法定率の引き上げなどにより、地方交付税総額の安定的な確保を図るよう、国に対して強く要望してきているところでございます。

○菊地葉子委員 これまでの要望、取り組みでは、なかなか仕組みが変わっていないところですが、普通地方交付税の算定に用いられる基準財政需要額についてお尋ねします。

基準財政需要額は、単位費用に、測定単位と補正係数を乗じて算定され、補正係数の項目の一つとして、事業費補正があるものと承知しております。

そこでまず、事業費補正とは具体的にどのようなものなのか、お伺いします。

○清水目資金担当課長 事業費補正についてでございますが、基準財政需要額の算定におきましては、自然的・社会的条件などの違いから生じる、地方団体間における行政経費の差を捕捉するため、各種の補正係数が用いられておきまして、そのうち、事業費補正は、河川改修や砂防に関する事業など、特定の事業実施のために借り入れた地方債の元利償還金の一定割合など、実際の投資的経費の財政需要を反映させるために設けられているものでございます。

○菊地葉子委員 事業費補正については、2002年度——平成14年度以降、特定の事業におい

【第1分科会 11月13日 第5号】

て、算入率の引き下げや廃止などの見直しが行われていますが、その内容と推移、影響についてお伺いします。

○清水目資金担当課長 事業費補正の見直しなどについてでございますが、事業費補正については、地方公共団体の自主的、主体的な財政運営を図る観点から、特定の事業に係る元利償還金につきまして、事業費補正方式から、人口等の測定単位に応じた算入に振りかえるなど、平成14年度以降、累次の見直しが行われてきたものと承知をしているところでございます。

この間、道における投資的経費が減少するなど、さまざまな変動要素がございますことから、見直しによる影響額のみを正確に算出することは困難でございますが、当該補正に係る基準財政需要額は、平成29年度で266億円となっており、見直し前の平成13年度の459億円と比較して193億円減少しているところでございます。

○菊地葉子委員 事業費補正の見直しにより、この16年間で193億円も基準財政需要額が減少しているとのことですか。

地方交付税が増加しない要因については、さまざまあると考えられますが、基準財政需要額に算入される臨時財政対策債の元利償還額が幾ら増加しても、国が事業費補正の見直しを行うことで、結果的に相殺されてしまうことが要因ではないかと考えられます。

財政力が弱い地方公共団体の財政運営にとっては深刻な問題と考えますが、道の認識を伺います。

○道見泰憲委員長 財政局長森隆司君。

○森財政局長 交付税などに関する道の認識についてでございますが、各年度における地方交付税等につきましては、税収の動向はもとより、国の制度改正などに大きな影響を受け、変動するものでございますが、安定的な財政運営を行っていくためには、必要な財政需要が的確に地方財政計画に計上されるとともに、法定率の引き上げなどにより、交付税等の一般財源総額が十分に確保されることが何よりも重要と認識をしております。

道といたしましては、今後とも、住民の皆様へ、必要な行政サービスを主体的かつ安定的に提供していくため、臨時財政対策債の償還に要する経費の基準財政需要額への確実な算入とともに、寒冷で、積雪が多く、また、広大な面積に人口が分散していることにより、行政経費が多額となる本道の実情を踏まえた交付税の算定が行われるよう、国に対し、あらゆる機会を通じて強く働きかけてまいりたいと考えてございます。

○菊地葉子委員 地方交付税総額の安定的な確保に向けて、これまで、道は、どのように対応してきたのか、伺います。

また、ことし7月27日に開催された全国知事会議では、臨時財政対策債の廃止や、地方交付税の法定率の引き上げを含めた抜本的な改革などを行うべきとの提言を決議しています。

国への強い提言となっていると考えますが、道のこれまでの対応との違いについても見解を伺いたいと思います。

○道見泰憲委員長 総務部長中野裕介君。

○中野総務部長 道の対応等についてでありますけれども、道におきましては、これまで発行してきた臨時財政対策債に係る償還財源の確実な担保や、地方交付税の法定率の引き上げなどにより、地方交付税総額の安定的な確保が図られるよう、これまでも、全国知事会と連携するなど、あらゆる機会を通じて、国に対して強く要望してきているところでございます。

こうした中、本年7月に開催された全国知事会議におきましても、臨時財政対策債の廃止とか、地方交付税の法定率の引き上げを含めた抜本的な改革や償還財源の確保などにつきまして、本道も含めた全都道府県からの提言として取りまとめたところでございまして、道のこれまでの考え方が反映されているものと認識しているところでございます。

○菊地葉子委員 地方の財源を安定的に確保していくという意味では、全国知事会の思いは私もそのとおりだと思っているのですが、ここまで議論させていただいたとおり、道の臨時財政対策債の残高が1兆8000億円を超えるまでに膨れ上がっておりますし、そうした全国知事会の提言もありますので、地方財政の健全性の問題については、ぜひ高橋知事にも直接伺いたく、委員長にはお取り計らいをお願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

庁舎の建てかえ等についてですが、議会庁舎は、2017年度——平成29年度に実施設計が完了した後、本体工事の契約の締結を行い、今年度から工事に着手しています。

既に、実施設計の段階において、議会庁舎に免震工法が採用されるものと承知しておりますが、以下、免震工法も含めて伺います。

免震工法に関しては、北海道庁の本庁舎に設置された免震オイルダンパーについて、製品の検査データが改ざんされている疑いがあると承知しております。

この事案の概要と現在の状況、安全性の確保、今後の見通しについて伺います。

○道見泰憲委員長 財産活用担当課長野崎直人君。

○野崎財産活用担当課長 道庁本庁舎の免震オイルダンパーについてでございますが、国の発表によりますと、KYB株式会社及びカヤバシステムマシナリー株式会社では、国土交通大臣の認定基準、または顧客との契約による基準に適合していない免震・制振オイルダンパーの検査データを書きかえ、適合しているように見せかけて、製品を出荷したとのことでございます。

道では、道庁本庁舎に設置されている免震オイルダンパーが本事案の製品に該当することを確認し、KYB株式会社に対しまして、繰り返し情報提供を求めてまいりましたが、現時点において、改ざん前の検査データが見つかっておらず、認定基準等に適合しない製品であるかは不明であり、引き続き、状況の把握に努めているところでございます。

なお、道庁本庁舎の地震に対する安全性につきましては、改修工事の施工業者による検証の結果、震度6強から7程度の地震に対しても、倒壊または崩壊のおそれがないとの報告があったところでございます。

○菊地葉子委員 改築中の議会庁舎に設置される免震装置の概要について説明をお願いします。

○野崎財産活用担当課長 議会庁舎の免震装置についてであります。新しい議会庁舎は、平成

32年1月の完成に向けて、現在工事中でありまして、建物の地下1階に、地震の揺れを軽減する積層ゴムを40基、地震の揺れのエネルギーを吸収する免震オイルダンパーを8基設置することといたしておりまして、震度6強から7程度の地震に対し、継続して使用することが可能な構造となっているところでございます。

○菊地葉子委員 議会庁舎に設置される免震装置については、改ざんの疑いがある製品が設置されるおそれはないのでしょうか、今後の対応について伺います。

○道見泰憲委員長 総務部次長古屋義則君。

○古屋総務部次長 道議会庁舎の今後の対応についてでございますが、国では、検査データの改ざんを行った免震オイルダンパーの製造メーカーに対しまして、今後出荷する製品の全てが国土交通大臣の認定基準等に適合していることを、第三者による立会のもとで検査を行い、確認するよう指示しているところでございます。

道議会庁舎は、道政の審議の中心的な役割を有する施設でございまして、災害発生時において機能不全に陥ることがないように、必要な耐震安全性を確保することとしていることから、道といたしましては、建設中の道議会庁舎に、適正な性能を有している免震オイルダンパーが設置されることを確認してまいる考えでございまして。

○菊地葉子委員 今まで伺ってきたのですが、検査データの改ざんを行った免震オイルダンパーの製造メーカーに対して、今後出荷する製品の全ての検査を指示しているということで、そのメーカーの製品が使われないということではないのですか。そういう意味では、検査データの改ざんを行った製造メーカーの免震オイルダンパーの使用が排除されるわけではない、このことが明らかになりました。

製造メーカーを選定するのは建設業者でありまして、議会庁舎の建設業者については、我が会派が、談合事件に絡んでいることを理由に、本契約をすべきではないと指摘してきた企業を中心とした共同企業体でもあります。疑惑に疑惑が重なったというふうに私たちは考えておりまして、そういう意味では、建設中の議会庁舎における耐震安全性の確保がしっかり図られるよう、道として注視することを強く指摘しておきたいと思っております。

次に、災害の検証等についてお伺いいたします。

胆振東部地震の発生から2カ月余りを迎える中、被災地では、日常生活を取り戻すことができるよう、懸命な復旧・復興作業が進められているものと思っております。

こうした中、10月末日時点での本地震による施設被害額等は2312億円に及んでおり、一昨年に本道を襲った連続台風による被害額の1916億円を、現時点で400億円程度上回っており、やはり甚大な被害であったと改めて思うところです。

先週の6日に、道では、胆振東部地震の災害対応検証委員会を設置し、来週にも1回目の委員会が開催されると聞いております。

今回のような大災害に対する検証は重要と考えますが、大切なのは、その検証が適切に行われるかどうかであり、こうした観点から、災害検証について、以下質問させていただきます。

まず、検証委員会は道条例に基づくものでありますが、これを設置する目的について伺います。

○道見泰憲委員長 危機対策課長加納孝之君。

○加納危機対策課長 委員会を設置する目的についてであります。検証委員会は、北海道防災対策基本条例におきまして、大規模な災害が道内で発生した場合に、その後の防災対策に反映させるため、道において、市町村及び防災関係機関の協力を得て、当該災害に係る防災対策等について検証を行い、その結果を公表すると定められていることを踏まえ、知事の諮問に基づき、北海道防災会議に設置するものでございます。

○菊地葉子委員 一昨年連続した台風による大雨災害で、初めて、条例による検証が実施されましたが、その検証結果、及び、それがその後の防災対策にどう反映されたのか、お伺いします。

○加納危機対策課長 前回の検証についてであります。一昨年の大雨等災害につきましては、検証委員会から、市町村の災害対応能力の向上を初め、水害に対する道民の方々の危機意識の醸成のほか、関係機関における情報共有や連携の強化を図ることなどが、提言として報告されたところでございます。

この結果を踏まえまして、道では、市町村職員、住民を対象とした防災訓練や研修のほか、地域の小学校などが防災に関する授業を行う一日防災学校の取り組みに対し、その企画から実施までをサポートしているとともに、大規模災害を想定し、関係機関と連携協力の上、物資輸送や避難所運営に重点を置いた実践的な訓練を実施するなど、本道の防災対策の充実強化に努めてきているところであります。

○菊地葉子委員 今回の検証は、一昨年とは違うものだと思いますが、どこが、どう違うのか、具体的に伺います。

○加納危機対策課長 今回の検証についてであります。このたびの地震では、大規模な停電、断水など、インフラ被害への対応のほか、多数の住家被害に伴う避難者や、大量の罹災証明書を発行する事務への支援など、一昨年の大雨災害とは異なる特徴を有する災害対応について、検証が行われるものと考えております。

○菊地葉子委員 地震の発生から2カ月以上たったの検証委員会の立ち上げは遅過ぎるという感があります。

他機関の検証委員会が開催されているにもかかわらず、なぜ、これほど時間を要したのか、お伺いします。

○加納危機対策課長 委員会設置の時期についてであります。9月6日の地震発生以降、厚真町、安平町、むかわ町を中心に、多くの方々が、長期にわたり避難生活を余儀なくされていたことから、道では、これまでの間、食料の提供を初め、避難生活に対するきめ細やかな支援などに、関係機関などと連携して取り組んできているところでございます。

こうした中、今月1日には、建設型応急仮設住宅への入居が開始され、被災地域の復旧、復興

【第1分科会 11月13日 第5号】

に向けた取り組みも始まっていることを踏まえまして、道として、このたびの災害を教訓とし、今後の防災、減災の取り組みを一層強化するため、今月6日に災害検証委員会を設置したところであります。

○菊地葉子委員 それで、当委員会は、どのようなメンバーから構成されるのか、お伺いいたします。

○加納危機対策課長 委員会の構成についてであります。このたびの災害検証を行うに当たって、一昨年の大雨等災害に係る検証作業にかかわった方々の知見や経験などを生かしていただくことが有効であると考え、前回の構成員を基本に、防災に識見を有する大学教授や有識者を初め、自衛隊、気象台、開発局、総合通信局、運輸局などの国の機関のほか、道警察、海上保安本部、消防関係機関、市長会、町村会、社会福祉協議会、公共放送機関などから15名の方々に委員に就任していただいたところでございます。

○菊地葉子委員 今お伺いしましたが、道の防災会議の委員が中心であり、これで中立公正な委員と言えるのでしょうか。

例えば、道の防災会議以外の有識者、こうした方もメンバーに加えるべきではないでしょうか、あわせて伺います。

○道見泰憲委員長 危機対策局長辻井宏文君。

○辻井危機対策局長 今回の検証委員についてであります。日ごろから、防災教育や災害への備えに関して広く普及に努めていただいております学識経験者に加え、このたびの災害対応に際して、それぞれの立場で、さまざまな応急対策などに取り組んでいただいた防災関係機関の方々に委員に就任していただくとともに、必要に応じて、おのおのの検証項目に知見を有する方々にオブザーバーとして参画いただくこととしており、幅広い観点で検証作業が行われていくものと考えているところでございます。

○菊地葉子委員 委員会では、ブラックアウトなど、ライフライン被害を初めとする情報収集のあり方や避難所対応などについて検証するとされていますが、検証の具体的な項目と、そのスケジュールをお聞きするとともに、道民にはどう説明することとなるのか、あわせて伺います。

○加納危機対策課長 検証項目などについてであります。知事からの諮問を受けた道防災会議では、他県における災害検証の実例などを参考に策定した災害検証実施要領に基づき、情報収集・通信、避難行動、避難所運営・支援、物資等の備蓄・支援、災害対策本部の体制・活動、救出救助・災害派遣要請、医療活動、広報・情報提供、ライフライン、交通、孤立地区、ボランティア、被災市町村の行政機能、積雪寒冷地等、15の項目を検証の対象としているところでございます。

この検証委員会は、第1回目を今月19日に開催し、その後、おおむね月に1回の開催を予定しており、今年度末には、課題等への対応について一定の方向性を示す中間提言を行い、来年度の早い時期に報告書の取りまとめを予定しており、検証結果につきましては、関係機関で相互に共有するとともに、ホームページなどを通じ、道民の方々にも広く周知してまいる考えであります。

す。

○菊地葉子委員 とりわけ、ブラックアウトに対する北電の対応については、詳細な検証が求められると考えますが、なぜ、この問題を当検証委員会で調査、検証するのか。

ブラックアウトの問題については、単独の検証委員会を立ち上げて、十分に調査、検証すべきではないかと考えるものですが、見解を伺います。

○辻井危機対策局長 停電に関する検証についてでございますが、このたびの道内全域に及ぶ大規模な停電に対して、道、市町村、防災関係機関などが連携して講じた停電発生後の対応が、道民の生命や生活を守るために十分機能したかにつきまして、災害検証委員会において把握するとともに、課題等を明らかにし、今後の対策に反映する必要があると認識しているところでございます。

また、今回の停電に関して、発生原因や電力供給の確保、再発防止策などにつきましては、国の認可法人である電力広域的運営推進機関の第三者委員会や北海道電力がそれぞれ検証を行っておりますことから、こうした他の機関による検証報告はもとより、関係者や専門家などの御意見も踏まえながら、停電後の対応について、検証作業を進めてまいる考えでございます。

○菊地葉子委員 そうはいいましても、ブラックアウトを生じさせた北電の責任は本当に重いものがあると思います。

特に、全域停電の道への伝達が2時間10分後だったことは、道民の暮らしを顧みない北電の道民軽視の意識のあらわれと言われても仕方がない重大問題であり、やはり、道としての検証はしっかりとされるべきです。

この検証委員会に北電の会長や社長を呼んで、厳しく追及すべきと考えますが、見解を伺います。

○道見泰憲委員長 総務部危機管理監橋本彰人君。

○橋本総務部危機管理監 災害検証委員会についてであります。このたびの大規模停電により、道民の皆様方の暮らしや産業活動は重大な影響を受けているところであります。

道といたしましては、北電に対し、電力の安定供給に万全を期するよう、原因の分析や再発防止策の実施はもとより、発電施設の安全管理に向けた不断の取り組みについて、強く求めているところであります。

道といたしましては、検証委員会におきまして、情報伝達を含めた停電発生後の対応など、一連の災害応急対策について、有識者等の委員に加え、北電などの関係機関や民間事業者の方々などにもオブザーバーとして参画いただきながら、検証を行ってまいる考えであります。

○菊地葉子委員 いろいろ御答弁をいただきましたが、全国で初のブラックアウトに対する詳細な検証等も含めて、大変重要な事案だというふうに考えております。知事に直接お伺いいたしたく、委員長におきましては、お取り計らいをお願いいたします。

それでは、防災訓練及び避難計画等についてお伺いいたします。

道の防災対策には、毎年度、多額の経費が使われているところであり、特に、原子力防災対策

【第1分科会 11月13日 第5号】

への支出が多い傾向にあります。道民の安全、安心の確保に向け、重要な対策であることから、我が会派としても、取り組み状況を注視しております。

そこで、以下、防災対策について伺います。

先月22日、泊原発において原子力災害時に備えるための原子力防災訓練が実施されました。

毎年度、道とUPZ圏内の13町村による共催で、さまざまな想定を設定し、実施してきていると承知しており、今回も私が参加させていただきました。

北海道防災会議原子力防災対策部会の有識者専門委員の方が指摘していたオフサイトセンターでの情報共有等については、改善されているという評価をその場で耳にし、説明も受けました。

訓練の実施に関しては、我が会派として、札幌圏を含めたUPZ圏外の地域も避難対象にすべきとの立場から、さまざまな場面で申し入れをしてきましたが、そういった点も含め、先日の訓練での問題意識、規模、想定等について、何点か伺います。

今回の訓練では、台風と原子力災害による複合災害という設定でありましたが、2カ月前に発生した胆振東部地震を踏まえ、地震との複合災害にすべきではなかったのでしょうか。なぜ、このような設定にしたのか、まずお伺いたします。

○道見泰憲委員長 原子力安全対策課長阿部正幸君。

○阿部原子力安全対策課長 原子力防災訓練についてであります。道では、さまざまな事態を想定し、関係機関が連携して、住民の防護措置を円滑に行えるよう、毎年度の原子力防災訓練を実施しているところであります。平成28年度には、津波との複合災害と、暴風雪との複合災害を想定した訓練を、また、本年2月には、地震と暴風雪との複合災害を想定した訓練を実施したところでございます。

今年度につきましては、近年、本道への台風上陸の回数が増加していることを踏まえまして、道として、初めて、台風との複合災害を想定した訓練を実施したところでありますが、今後とも、地域防災計画などに基づく住民避難を確実に行うことができるよう、社会的・経済的影響も考慮し、関係機関とも協議を行いながら、さまざまな事態を想定した訓練を実施してまいりたいと考えております。

○菊地葉子委員 ぜひ、次の訓練では今の意見を生かしていただきたいというふうに思います。

一方、道では、原子力防災訓練とは別に、毎年、自然災害を想定し、防災総合訓練を実施していると承知しております。

胆振東部地震では、ブラックアウトにより、道民全体が被災者となりました。

知事が言うように、北電の責任は極めて重いと考えますが、今後の道の防災総合訓練において、今回の地震を踏まえ、全道全域とは言わないまでも、地域全域にわたる停電が発生したとの想定で訓練を行う予定について、その考え方を伺います。

○加納危機対策課長 道の防災総合訓練についてであります。道では、本道における災害対応能力の向上を目的に、毎年度、防災関係機関との連携のもと、防災総合訓練を企画、実施しているところでございます。

昨年度は、道の振興局や市町村の防災担当者を対象に、札幌直下型地震に伴う停電を想定し、照明を消灯した中、避難者の受け入れなど、宿泊を伴う実践的な避難所運営の訓練を実施したところでございます。

また、今年度におきましては、士別市において、町内会の役員など地域住民の皆様に参加をいただき、昨年度と同様、照明を落とした中、住民みずからが発動発電機や投光器を設置するなどの宿泊訓練を実施したところでございます。

道といたしましては、これまでの訓練や胆振東部地震の災害検証の結果などを踏まえまして、今後の防災総合訓練の内容について、防災関係機関と連携しながら検討してまいります。

○菊地葉子委員 先日の原子力防災訓練では、ニセコ・比羅夫地区のホテルに宿泊している外国人も対象に避難訓練が行われまして、訓練参加者からの質問に対応するホテルのスタッフが苦慮する場面も見られました。

そのときは道職員の助言があったのですが、実際の災害時にはどういった対応になるのか、お伺いします。

○阿部原子力安全対策課長 原子力災害時の観光客への対応についてであります。今回の訓練では、原子力災害の特徴や避難などの基本的な流れを整理した、観光施設向けの原子力災害時の初動対応マニュアルに沿いまして、倶知安町とニセコ町の宿泊施設において、外国人を含む滞在客に対し、日本語、英語、中国語、韓国語の4カ国語で、ホテルの従業員が、多言語音声翻訳アプリ、メガホン、とるべき行動を記載した文書や地図を使って原子力災害の状況を伝え、30キロメートル圏外へ避難するよう誘導したところでございます。

避難に際して、ホテルの従業員が対応できない観光客からの問い合わせなどにつきましては、町村に確認を行い、回答することとなりますが、原子力災害時における観光客の円滑な避難誘導に向けて、引き続き、研修会の開催などを通じて、観光施設向けの初動対応マニュアルを関係町村やホテル事業者などに積極的に周知してまいりたいと考えております。

以上です。

○菊地葉子委員 例年、訓練の対象エリアとなっているのは、国が設定する原子力災害対策重点区域ですが、原発災害時の避難計画を策定する義務がある原子力災害対策重点区域とはどのような地域であり、なぜ、訓練の実施がこの地域に限定されるのか、お伺いします。

○阿部原子力安全対策課長 原子力災害対策重点区域についてであります。国の原子力災害対策指針におきましては、原子力災害時に住民防護措置を効率的に行うため、重点的に、原子力災害に特有な対策を講じておく範囲として、原子力施設からおおむね30キロメートルを目安にして、原子力災害対策重点区域を定めることとされているところでございます。

このため、道におきましては、福島第一原発事故の教訓を踏まえて、IAEAの国際基準を取り入れて策定した国の指針や、原子力規制委員会から示された、泊地域の放射性物質の拡散シミュレーション結果を踏まえて、関係町村とも協議の上、泊発電所からおおむね半径30キロメートル圏内を原子力災害対策重点区域としたところでありまして、原子力災害対策指針の趣旨を踏ま

えて、重点区域内における住民の防護措置が円滑に行えるよう、当該区域内で毎年訓練を実施しているところでございます。

○菊地葉子委員 原発から30キロメートル圏外の市町村には避難計画の策定義務はないということですが、福島原発事故時には、放射性物質が60キロメートルから80キロメートルの風下に拡散しました。50キロメートル先の札幌市といえども、安全な避難先とは言えません。

避難計画の策定と避難者の安全確保について伺います。

○道見泰憲委員長 原子力安全対策担当局長菅原裕之君。

○菅原原子力安全対策担当局長 原子力防災対策についてでございますが、原子力災害対策重点区域の自治体におきましては、法令に基づき、原子力防災計画の策定が義務づけられている一方、30キロメートル圏外の自治体には、法令上、その義務はございませんが、道といたしましては、30キロメートル圏外の自治体が計画を策定する場合にも、道の防災計画との整合性を図るための調整など、必要な支援を行うこととしておりまして、現在、札幌市のほか、後志管内の6市町村において計画が策定されているところでございます。

また、原子力災害時に、万が一、30キロメートル圏外において放射線の影響が及ぶような事態となった場合には、国の原子力災害対策指針に基づきまして、該当する自治体と連携して、屋内退避の徹底を図るとともに、必要に応じ、より遠方の自治体と調整して、一時移転先を確保するなど、住民の安全確保が図られるよう取り組んでまいりる考えでございます。

以上でございます。

○菊地葉子委員 訓練に参加させていただいて、いつも思うのは、実際にはどれほどの混乱になるのだろうかということです。

原子力災害対策重点区域以外の、計画策定の義務がない自治体も含めた原発事故時の対応方を真剣に検討されるべきだと考えますが、お考えを伺います。

○橋本総務部危機管理監 原子力災害時の住民避難などについてでございますが、国の原子力災害対策指針におきましては、住民の防護措置を効率的に行うため、原発から30キロメートル圏内を原子力災害対策重点区域とし、関係自治体に原子力防災計画の策定を義務づけるとともに、事故の進展により、30キロメートル圏外の自治体に影響が及ぶ場合には、国などの指示に基づき、屋内退避などの必要な防護措置を講ずることとされており、これら自治体に対しましても、道の防災計画に基づき、道から、必要な情報を迅速に通報することとしております。

また、道では、道及び後志管内の市町村のほか、避難先となる自治体などで構成いたします原子力防災に関する連絡会議を設置し、原子力防災対策や訓練などについて情報共有等を図ることとしており、今後とも、こうした会議も十分活用しながら、住民の方々が円滑に避難などができるよう、自治体間の連携強化に向けて、不断に取り組んでまいります。

○菊地葉子委員 終わります。

○道見泰憲委員長 菊地委員の質疑は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

以上で通告の質疑は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、総務部所管にかかわる質疑は終結と認めます。

以上をもちまして、本分科会に付託されました議案に対する質疑は全て終了いたしました。お諮りいたします。

付託議案の審査経過に関する委員長報告文につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○道見泰憲委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

1. 委員長の閉会の挨拶

1. 閉 会

○道見泰憲委員長 本分科会を閉じるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

御承知のとおり、本分科会は、去る9月28日に設置されて以来、各位の御精励によりまして、本日ここに一切の審査を終了することができました。

この間、藤川副委員長を初め、委員各位には、分科会の運営につきまして格別の御協力を賜りましたことを衷心より感謝申し上げる次第であります。

以上、簡単ではございますけれども、御挨拶といたします。

これをもって第1分科会を閉会いたします。（拍手）

午後2時47分閉会